

Title	ドイツ語圏諸国における組織犯罪・資金洗浄関係文献
Sub Title	Kommentiertes Literaturverzeichnis zur Organisierten Kriminalität einschließlich der Geldwäsche, der Gewinnabschöpfung und der prozessualen Fahndungsmitteln in den deutschsprachigen Ländern
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.4 (2004. 4) ,p.(53)102- (1)154
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040428-0102">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040428-0102</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

# ドイツ語圏諸国における 組織犯罪・資金洗淨関係文献

(2004年3月1日現在)

宮澤 浩 一

## 編者の解題

1 今から10年以上前、時の法令誌上に「刑事法の常識・非常識」という連載記事を執筆している途中で、組織犯罪に対する法規制の問題に深入りを始めた。1991年のことである(時の法令1406号、1991年)。それより1年前に、スイスの経済犯罪に関する論文をまとめ、その中で、内部情報不正使用(インサイダー取引)と金銭の洗淨に関する刑法上の規制について書いたのを契機として、この問題に関する資料の収集に乗り出したのである(法学政治学論究 法律・政治・社会 第5号、1990年)。それ以後、スイス、ドイツ、オーストリアの「組織犯罪とその周辺」に関する立法動向、学説・判例の動きを1997年まで追いかけた(時の法令1547号、1997年)。その間、関連する文献を殆ど集め、分析し、書き続けた。ちょうどその頃、門田成人・マネー・ローンダリング罪、没収・追徴の拡大と刑罰法規の適正性、犯罪と刑罰 13号、1998年という日本の組織犯罪に関連する詳しい論文に接した。それに刺激を受けて、ドイツ語圏諸国における組織犯罪関連の文献を集中的に記録する作業を始めた。ただ集めるだけでは能がないと思い、個々の文献の内容について、10行程度のコメントを加えるアイデアを思いついた。その作業に集中的に時間を割けるようになったのは、少し暇になった2000年頃からはなかったかと思う。それより少し前に、法制審議会刑事法特別部会で、組織犯罪対策に関する立法作業に参加していた。そこで、議論に役立ちそうな文献の内容をチェックし、メモを作る作業をしていたので、文献録作成の仕事と平行して進めた。

2 そのような迂遠な仕事をしたのは、いろいろ動機がある。欧米で、国際的な組織犯罪対策に関心が大きかった当時、日本のヤクザにも関心が向けられ、ヨーロッパ刑法協会での講演を引き受けたとき、日本における問題の所在と欧米諸国のそれとを比べ、先進諸国の諸事情をより深く調べる必要性を感じたことも一因と言えよう。

3 それというのも、国際的な組織犯罪を対象とする我が国の「専門書」で、信頼出来る情報を提供するものが極めて少ないことを遺憾と考えたからである。驚くほど僅かな文

献（単行本はもとより、雑誌論文の涉猟が限られている）、古くなった材料とセンセーショナルな内容の内外の二流の週刊誌の記事のようなものを適当に料理した体の際物をもって学術書と考える浅薄な研究態度の所産では、ものの役に立たず、これではどうにもならないと思ったのも他の動機である。ドイツ語で書かれた文献でさえ、当時、既に60編を越える単行本が出ていた。雑誌論文の数は、それをはるかに凌駕する。そうした現実を思うと、いかにも底が浅い仕事と言わざるを得ないのに、次々に、“情報公害”ともいうべき“国際的組織犯罪研究”が大手を振って通用しているかに見えたのである。少なくとも、その種の著者は、聴講者を相手にそのように“僭称”しているようである。

4 ドイツ語圏諸国の状況については、1994年4月の日独刑法コロキウムに、当時ヴェルツブルク大学にいたジーバー教授、1997年11月の日本スイス刑法コロキウムには、バーゼル大学のピエット教授とベルン大学のアルツト教授、ベルンの連邦司法・警察省のグネギ参事官を招いて、我が国の同僚に日本の“専門家”の持つ情報では、ヨーロッパの同僚と比べて余りにも視野が狭く、その知識のレベルが遅れているという事実を直視して欲しいと願ったからである。国際的な組織犯罪対策について、殆ど無知であるにもかかわらず、(いや、それだからこそ)、我が国の組織犯罪対策法案に非生産的な批判を加えたり、欧米の状況に正確な情報を持たないのに、日本における議論の揚げ足を取るだけの論文を書く「情報公害」ともいうべき日本の文献を見ながら、我が国の学問の底の浅さにテコ入れせねばならないと考えたのが、第3の動機である。

5 慶應義塾に法学部が発足したのは明治23年（1890年）の事であった。文学部、経済学部、法学部からなり、初代の法学部長は、ハーヴァード大学からジョン・ウイグモアを招聘した。従って、慶應義塾の法学部は“英米法系”であった。第1回の卒業生の神戸寅次郎教授がドイツのハレ大学で学び、学位を取得して帰国され、民法学を講じられ、以後、津田利治、峯村光郎、伊東乾の諸教授の努力で、“慶應義塾の民事法学のドイツ法研究”の伝統が出来た。編者が慶應義塾で法学研究科に進学したときは、民法法専攻科しかなかったもので、そこに入学し、津田教授、伊東教授の“ドイツ法（法哲学）”の指導を受けた。その頃、慶應義塾のドイツ刑事法学の研究体制を構築せねばならない、という計画を密かに建て、昭和32年9月、ドイツ学術交流会（DAAD）の奨学金を得て、ハイデルベルク大学に留学し、当時のドイツ刑法学の研究陣と教育体制を調べ、本誌に発表した（ドイツ語圏各国大学における刑事法学関係者総覧、法学研究31巻8号、昭和33年）。これは、20年後に公刊した「西ドイツ刑法学—学者編」（昭和53年）の先駆的な仕事であり、「ドイツ刑法学者（新人リスト）」（本誌76巻8号、平成15年）まで続いている。その間、ドイツ語圏諸国の刑事法の新刊文献の殆どを買い求め、分析し、資料化した。その最新版は、「ドイツ語圏刑事法学新刊文献 2004年度—I」（速報版）であるが、それらは、慶應義塾大学、早稲田大学、中央大学で出会った若い研究者に、まとめた都度、「新刊紹介」として送り続けて来た。読みたいと申し出た方には、いつでも貸し出している。中には、圧力に耐え兼ね、「新刊紹介」の受領を辞退した奇妙な同僚もいる。いずれにしても、慶應義塾の関係者にとって、ドイツ語圏諸国の刑事法に限っては、日本のみならず欧米のどの研究機関と比べても遜色の無い研究体制が整っているのである。従って、慶應義塾刑事法関係

者の書く論稿の表題が“ドイツの刑事法 (制)”と銘打っているにもかかわらず遺漏があるとすれば、すべては、その者の知的懈怠・墮落を意味する。

5 この資料集は、学問の在り方に安易な行き方は本来許されるべきではないのではなかろうかと考える、若い研究者、学問を天職として、今後、研究者の道を歩もうとする学生院生諸君のために書き遺すものの一つである。古稀を過ぎて、私は、ますます“己の分”を他の研究者のために役立つことに見いだすようになっていく。フォワードではなく、ゴールキーパーとして、派手に見えるピッチャーではなく、ゲーム全体を見渡しながらホームベースを守るキャッチャーとして、出来るだけ豊富で、正確な情報を、これからという諸君に贈り続けようと思いつきながら、この資料を世に送り出す。もとより、個人の限られた資力と情報収集力で入手した文献録であるから、たとえ150点を超える単行本の群れであっても、遺漏があることは不可避である。利用して下さる方は、どうか、その限界を乗り越えるよう心掛けていただきたい。なお、これらの著作物は私蔵(死蔵)すべきものではないから、希望する方には、いつでも提供する用意があることを付言する。

平成16年3月1日

編者

## 本文

1 Ackermann, Jürg-Beat: Geldwäscherei - Money Laundering. Eine vergleichende Darstellung des Rechts und der Erscheinungsformen in den USA und der Schweiz. Schweizerische Schriften zum Bankrecht Bd. 12, Schulthess Polygraphischer Verlag (Schulthess), 1992.

本書は、スイスにおける「資金洗浄に関する本格的なプロジェクト」の所産である。80年代の終わり頃、スイスの銀行の不祥事件が次々に発覚し、アメリカからの圧力で「マネー・ロンダリング立法」に取り組みざるを得なくなったスイス政府の窮状を救うべく、スイスとアメリカの比較法制研究がなされた。従って、この著作には、初期の比較研究という性格と限界はあるが、内容的には、情報の収集・分析の点で、優れたものがある。

特記すべきは、1990年までのスイスとアメリカの詳しい文献、両国の資料とケースの紹介である。

本書の構成：第1部 資金洗浄の現象形態、経験的分析からモデルへ、第2部 資金洗浄を支える要素の効果の減少施策、第1章 財政関係者の義務と権利、第1 概説、第2 同一性確認義務、第3 背景事情説明義務、第4 届け出権と届け出義務、第2章 私人の義務、第3章 弁護活動：保護とその限界 第3部 資金洗浄の刑事法的捕捉、第1章 基本問題、序説、第2章 資金洗浄の刑事法的捕捉の可能性、第3章 スイス刑法305条の2の資金洗浄の構成要件と比較したアメリカの1956年及び57年の資金洗浄法規、第4部 個別問題、第1章 実体法上の個別問題、第2章 形式法上の個別問題 (巻頭文献15頁、資料5頁、ケース等5頁、本文353頁)。

著者アッカーマン氏は、チューリッヒ大学でこの論文を書き、後に、後出(118)の資金洗浄に関する詳細な注釈をも書いている。兼任教授としてチューリッヒ大学に属してい

るようであるが、本業は弁護士である。本書は、スイスとアメリカの多数の専門家（研究者と実務家）の協力を得て、この著作をまとめることが出来たと謝辞の中で明らかにしている。

2 Aichinger, Christoph: Neue Fahndungsmethoden zur Bekämpfung organisierter Kriminalität. Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1997.

国際的・国内的な組織犯罪に対抗するため、オーストリアも「刑法」「銀行法」に、資金洗浄関連の規定を置いたが、それらの闇の勢力の金融界への不法な攻撃に対抗し、違法に取得した資金の確保、その運用を効果的に抑圧するためには、最新の技術を駆使して、犯罪者間の通信の傍受、組織犯罪者の潜む屋内での会話の傍受、行動の監視等の効果的な手法の投入が必要である。オーストリアでは、近時、刑事訴訟法を改正して、組織犯罪者に対する新しい捜査方法の導入を実現した。本書は、その立法に多大の寄与をした。

本書は、I 序説、II 組織犯罪、III 特別な捜査方法、IV 屋内の会話の傍受と監視、V データバンクを駆使する捜査法、VI 要約からなる。（本文180頁、関連条文15頁、文献10頁）。

1996/97年の冬学期にウィーン大学で受理された学位論文に依拠した本書は、ウィーン大学で刑事訴訟法を長年にわたって講じていたウィンフリート・ブラッツグンマー教授の指導で書かれた著作であり、著者アイヒンガーは、同大学の助手である。

3 Albrecht/Dencker/Rauchs/Schaefer/Steen-Sundberg/Waltos/Yenisey: Organisierte Kriminalität und Verfassungsstaat. Recht in der Bewährung. Bd. 33, C. F. Müller 1998.

1997年9月、国際法曹委員会ドイツ部会は、カールスルーエで、内外の学者とドイツの実務家が会合し、「組織犯罪と立憲国家」というテーマの議論を戦わした。最後を飾るパネル・ディスカッションで提起された論者の意見を収録したのが本書である。フライブルクのマックス・プランク外国・国際刑法研究所のアルプレヒトは「組織犯罪の理論的解明と経験的調査結果」を報告し、カンター（前内務大臣）は、統計データを駆使したドイツ国内での組織犯罪の現況を叙述し、併せて最近の立法的な対抗措置を説明した。実務的な問題点は、ラウフ（インターポール副代表）、シェーファー（高検検事）も触れたが、後者は、特に、組織犯罪と汚職の関連について詳しく述べた。ミュンスター大学のデンカーは、組織犯罪対策としての刑法の改正に触れ、刑事訴追機関の権限が極めて大きくなったことに対して批判的な論陣を張りつつも、それが、単に、犯された犯罪を解明するに止まらず、将来の犯行を防止するために適宜行使されることにより、正当化されるものであると指摘した。外国での状況については、ステーン=スンドベルク（スウェーデン）、ワルトス（クラカウ）、イエニセイ（イスタンブール）が報告した。巻末の参加者名簿を含め、全222頁。→ 35番の文献と同じである。

4 Albrecht, Hans-Jörg/Cyrille Fijnaut: The Containment of Transnational Organized Crime. Comments on the UN Convention of December 2000. KFB Bd. 108, 2002.

2000年12月12日-15日、イタリアのパレルモで調印された「超国家的な組織犯罪に対す

る「国連規約」により、国連加盟各国は、連帯して有効な国際的組織犯罪対策を推進すべき条約上の義務を負うことになった。フライブルクのマックス・ブランク研究所とティルブルク大学は、共同で、2001年12月13日-15日に、フライブルクで欧米の主導的な研究者の参加を得て、国際会議を開催した。本書は、その機会に提出された報告を集めた論文集である。総論的な基調講演 5 本、規約の内容を論じた 6 本、規約の履行に関連し、各国の国内事情を踏まえた議論が見られる。英文の文献であるが、現在の英米、ヨーロッパ諸国の問題状況を知るうえで、参考となる資料的価値のある文献なので採録した。巻末の執筆者紹介を含め、全278頁。

5 Albrecht, Hans-Jörg/Dorsch, Claudia/Krüpe, Christiane: Rechtswirklichkeit und Effizienz der Überwachung der Telekommunikation nach den §§ 100a, 100b StPO und anderer verdeckter Ermittlungsmaßnahmen. Eine rechtstatsächliche Untersuchung im Auftrag des Bundesministeriums der Justiz. KFB Bd. 115, 2003.

本書は、ドイツ連邦司法省の委託を受けた研究であり、マックス・ブランク外国・国際研究所の犯罪学部門の総力を挙げて取り組んだプロジェクトの成果を記録したものである。調査・研究に当たり、検察庁・裁判所の記録、各州の検察庁、警察当局、連邦刑事警察庁が全面的に協力し、専門家として、調査表の記入や面接に応じ、“通信の傍受”という国際的な組織犯罪対策の重要な捜査方法の技術的・法的問題性の検討と改善のための提案策定に協力している。国際的に見て、貴重な研究成果である。共編者のドルシュとクリュッペは、マックス・ブランク研究所の助手であり、ドクトラントである。

本書の構成：序説、第I部 基礎、改正論、一般的データ及び方法、A 法的根拠、B 刑訴法100条 a、100条 b の歴史的背景、C 刑事政策的改正論議、D 一般的データ、E ヨーロッパの動向と国際的な動き、F 経験的研究の現状、G 調査の諸問題、H 調査の方法と実施、第II部 通信傍受の法的現実、A 全体像、B 通信傍受の措置、1 文書の分析、2 質問票による調査、3 専門家のインタビュー、警察官・検察官・裁判官・弁護士、C 通信傍受の理由付け、D 措置の関係者、E 捜査段階における通信傍受、F 手続の結果、第III部 通信傍受の成果、A 成果の概念と成果の活用、B 文書の分析及び書面と口頭による質問の結果、C 小括、第IV部 総括と帰結、A 総括、B 帰結 全42頁。

6 Backes, Otto/Gusy, Christoph: Wer kontrolliert die Telefonüberwachung? Eine empirische Untersuchung zum Richtervorbehalt bei der Telefonüberwachung, 2003.

立法者は、刑事訴訟法上の捜査に関連し、市民の基本権に抵触するおそれのある場合、裁判官の令状による歯止めを規定し、権力の乱用を防ぐ方法を用いる。いわゆる“裁判官による留保 (Richtervorbehalt)”である。ピーレフェルト大学のバックス教授のチームは、フォルクスワーゲン財団の助成を受け、裁判段階 (検察段階をふくむ) での実務における適用に際しての“不可視的”ではあるが、現に存在する“法則”を実態調査をするプロジェクトを実施した。それは、4 検察庁の管轄区域内での 3 年間にわたる“通信傍受”の調査とそれにより得たデータの分析に基づいたその実情の記録である。研究プロジェクトの掉尾を飾る会議が、調査に協力した裁判官 5 人、検察官 5 人、警察官 7 人の参加

を得て開催された。本書には、調査結果を踏まえた議論、実務家からの積極的なコメントも収録されている。本書は7部構成であり、1 捜査の方法と裁判官による留保、2 調査の対象と方法、3 通信傍受の公的統計と実際のデータ、4 1996年、97年、98年に届け出のあった手続の調査結果、5 インタビューの分析、6 会議の記録、7 結果の要約からなる。多数の表や図を用い、“通信傍受”に関して、裁判官の令状によるコントロールの実務の一端があきらかにされた。著者も序文で断っているが、多数のデータによる全国的な調査ではなく、“傍受”に関して実務家がどのように取り組んでいるかを明らかにしようとする試みの記録である。ピーレフェルト大学法律研究双書 第17巻、全130頁。

7 **Baron, Richard:** Zur Frage der grundsätzlichen Zulässigkeit des Einsatzes versteckt ermittelnder Personen und Vorschlag einer umfassenden gesetzlichen Regelung, 2002.

本書は、覆面捜査官の投入に関して、積極的に支持する立場から、多くの論点を整理し、詳しい立法提案を示している。序章に続き、第1章 概念規定、第2章 覆面捜査官の投入に関する歴史的な諸形式、第3章 覆面捜査官の必要性について、第4章 覆面捜査官の合法性、第5章 立法提案 [この章では、A 法律上の規制の緊急性、B 法律上の規制に関する一般的要請、C 各種の覆面捜査官に関連した要請、D 個々の点に立ち入って示した立法上の提案に分説している]、結論。文献は、目次に続け、詳しく挙げている(47頁)。248頁の学位論文(ケルン大学)である。

8 **Beck, Axel:** Bekämpfung der Organisierten Kriminalität speziell auf dem Gebiet der Rauschgiftkriminalität unter besonderer Berücksichtigung der V-Mann-Problematik. Peter Lang, 1990.

麻薬犯罪に関連して組織犯罪対策を効果的に実行するためには、組織内部へ諜報員を潜入させるという捜査方法が不可欠である。V-Mann とは、Vertrauensmann の略称であり、英米法に言う undercover agent の一種である。本書は、序章、第1部 沿革 端緒から現代まで、第2部 麻薬の不法密輸と取引防止の特殊問題、第3部 古典的な捜査方法と訴追形態の失敗と警察による対応、第4部 秘匿された情報取得の現象学、第5部 警察の麻薬対策の状況と展望からなる。(巻頭文献21頁、本文228頁)

著者は、ヴェルツブルク大学とフライブルク大学で法律学を学び、フライブルク大学の犯罪学・経済刑法研究所の助手として勤務し、クラウス・ティーデマン教授の指導で1990年に学位を取得した。本書は、その学位論文を公刊した物である。

9 **Berg, Johannes:** Beweiserleichterungen bei der Gewinnabschöpfung. IUS CRIMINALE Bd. 9, 2001.

本書は、1999年冬学期にミュンヘン大学で学位論文として受理された著作であり、ジーバー教授の指導で書かれた。最近20年のドイツの刑事立法、刑事政策は、まさに“組織犯罪対策”に終始したと言える程に、この問題は深刻な影響を残している。ベルク論文は、組織犯罪のアキレス腱とされる不法利益を隠蔽したり(資金の洗浄)、不法な蓄積を奪う(利得の剝奪)ための刑事法上の措置を規定したりして、“犯罪は儲からない”という事実を犯罪者集団に突き付けようと試みてはいるが、必ずしも成功していない現実を直視しな

がら、法的対応の現状を解明しようと試みている。本書は、第1部 A 出発点、B 犯罪学的背景、C 叙述の推移、D 概念上の説明、第2部 利得の剝奪に関する現行法規と立法上の規定案、A 現行法規、B 拳証責任の負担軽減を目的とする改正モデル、第3部 解釈論的基礎、A 責任関係的な憲法上の保障、B 刑罰という用語の決定、第4部 改正モデルの個別的検討、A 責任関係的な憲法上の保障との一致性、B 所有権保障を考慮した指導的観点、第5部 最終的考察、A 結果のまとめ、B 展望の5部構成である。レジュメ(独英仏文)、付録(法規、草案)巻末文献(22頁)を含め、全276頁。ジーバー編による叢書 IUS CRIMINALE 第9巻。

10 Bernasconi, Paolo: Finanzkriminalität und organisiertes Verbrechen. Orell Füssli Verlag, 1988.

本書の著者 パオロ・ベルナスコーニ氏は、スイスのマネーロンダリング法の父と呼ばれている。ティッチーノ州の検察官として経済犯罪捜査で名声を博し、後、連邦政府に請われて「資金洗浄罪」の立案に参画し、以後、弁護士としても活躍している。本書は、著者の20年に及ぶ実務家としての経験を踏まえて、各種の機会に行った講演をまとめた論文集である。各論文の末尾に、関連論文や立法資料が付されていて極めて便利である。扱うテーマは、「資金の洗浄」「反マフィア条約」「コンピュータと経済犯罪」「スイスの銀行の秘密と国際租税犯罪」その他、本書の副題にあるように経済犯罪の多方面の分野を扱った優れた論文集である(本文223頁)。巻末に著者の論文一覧(1988年まで)がついている。スイス人の特徴であるが、伊・独・仏・英の4カ国語を駆使し、国際的に活躍している著者の面目、躍如たるものがある。

11 Berner Tage für die juristische Praxis 1993, Aktuelle Probleme im Bankrecht. 1994.

1993年10月21日と22日に、ベルン大学法学部は「銀行法における喫緊の諸問題」というテーマで、第11回ベルン会議を開催した。現時の法律上の重要問題として、国内的、特に国際的に、銀行取引の税法上、刑事法上の問題性がクローズアップされている。言うまでもなく、国際的な組織犯罪者の不法な利得の「洗浄」や、脱税した多額の資金の「違法な送金」、その受け皿としてのスイスの「秘密銀行口座」、特に「口座番号」による匿名性の高い預金と「不法な資金の受け入れ」の問題が、国際的な非難を浴びている。

本書は、A 銀行の監督、B 州(カントン)立銀行の意義と将来、C 銀行/顧客関係、D 銀行と刑法の4部からなる。スイスの実務家とともにドイツでの新たな立法動向一信用業法(Kreditwesengesetz)と「一般取引条件(Allgemeine Geschäftsbedingungen)」に関する説明を踏まえた報告が、ホンの貯蓄銀行・振替連盟の実務家とケルン大学の銀行法研究所長によりなされた。ここでは、D に寄せられた論文のみを取り上げる。G. アルツト「銀行の健全化の決断 - 刑法の危険でもあるのか」、N. シュミット「インサイダー犯罪と資金の洗浄」が注目される。目次、序言、巻末事項索引を含め、全271頁。

12 Berti, Stephan V. /Christoph Graber: Das Schweizerische Geldwäschereigesetz. Gesetzesausgabe mit englischer Übersetzung und Anmerkungen, 1999.



スイスの刑事法における「資金の洗浄」に関して、各種法規のみならず、銀行協会の「基準」など、最も新しい情報に満ちており、1997年10月の「資金の洗浄に関する連邦法律」の独・仏・伊・英語の条文が掲記され、便利である。

なお、本書は、A 資金の洗浄という現象とそれに対する防止のためのスイスの規範の構造、B 資金洗浄に関する法規の沿革と今後の展開、C 法規の諸規定、D 付録の4部構成を取っている。全235頁

13 Bessozzi, Claudio: Organisierte Kriminalität und empirische Forschung. Verlag Rüegger, 1997.

組織犯罪研究のプログラムを指導するに当たり、心掛けるべき論点を整理し、委嘱者に答えるべくメモ書きをし、研究遂行の方向づけを試みた小冊子である。極めてコンパクトな著作であるが、スイスの問題状況を国際的な対策とのからみできれいに描いている。

緒言、1 組織犯罪 神話と現実の狭間で、2 組織犯罪から不法な市場の組織へ、3 犯罪学的研究の状況、4 スイスにおける組織犯罪：研究議題の要素、5 結び。本文85頁、文献19頁。

14 Bevers, Hans: Kontrollierte Lieferung, verdeckte Ermittler und V-Personen, 1998.

著者は、ハーグのオランダ司法省に勤務する実務家で、泳がせ捜査（コントロールド・デリヴァリー、覆面捜査官、内部通報者の問題について、ライプツィヒ大学法学部で行なった講演である。このテーマの専門家であるグローブ教授（当時）がマーストリヒト・ヨーロッパ行政研究所での会議に出席し、知り合い、シェンゲン条約による組織犯罪に対する国際的連帯の必要性に関して意見の一致を見、講演に招待したものである。組織犯罪対策に有用な捜査手法に関する比較法制的見地から見て、興味ある論稿である。全35頁。

15 Bludovsky, Oliver: Rechtliche Probleme bei der Beweiserhebung und Beweisverwertung im Zusammenhang mit dem Lauschangriff nach § 100c Abs. 1 Nr. 3 StPO, 2002.

本書は、2001年夏学期、パッサウ大学により受理された学位論文であり、ボイルケ教授の指導の下で書かれた。組織犯罪対策として、刑事訴追、重要な捜査方法と位置づけられている「屋内の会話の傍受 (Lauschangriff)」は、捜査方法の有効性と個人の住居権という憲法上の基本権とのバランスをいかに取るかという極めて困難な問題をはらんでいる。本論文は、序文に続き、第1章 屋内の会話傍受に関する用語、歴史的展開、技術上の情報、第1 “屋内の会話傍受 (Lauschangriff)” という概念、第2 歴史的展開の概観、第3 技術上の情報、第2章 憲法と国際法の基礎、第1 基本法とヨーロッパ人権規約の権利への介入、第2 屋内の会話傍受を正当化するための基本法及びヨーロッパ人権規約の基準、第3章 証拠提示の法的問題、第1 屋内の会話傍受命令の実質的要件、第2 屋内の会話傍受命令の形式的要件、第3 屋内の会話傍受の実施に関する要件、第4 比例性の原則、第4章 証拠利用における法的問題、第1 証拠利用禁止の理論、第2 非独立的証拠利用の禁止、第3 独立の証拠利用の禁止、最も重要な帰結のまとめに分けて論じている。巻末文献 (24頁) を含め、全394頁。

16 Bockelmann, Ralf: Das Geldwäschegesetz. Zur Effizienz des GWG in der Praxis. 2001.

本書は、A 沿革史、B 1993年10月25日の資金洗浄法、C 多様な資金洗浄の具体例、D 刑法261条を考慮した資金洗浄の防止策に関する“資金洗浄法”の効果について、の4部からなる。Dにおけるこれらの法的規制の効果を巡る批判には聞くべきものがある。1999年冬学期にビーレフェルト大学のボックス教授に提出した学位論文。全173頁。

17 Bögel, Marion: Struktur und Systemanalyse der Organisierten Kriminalität in Deutschland. Kriminologische und sanktionsrechtliche Forschungen Bd. 5. Duncker & Humblot, 1994.

序：本研究の目的と対象、第1部 従来の議論における組織犯罪の構造の諸問題、第2部 組織的な犯人グループの経済学的システム分析、第3部 まとめと展望。著者のペーゲルは、ドイツのコンピュータ犯罪、ヨーロッパ刑法研究の第一人者、ウルリッヒ・ジーバー教授の夫人である（127番の文献参照）。結婚、育児、愛児の死、第3子の誕生等、暫く実務から遠ざかっている。ミュンヘン大学からフライブルクのマックス・ブランク外国・国際刑法研究所長に転じたシーバー教授とともに、今後、実務に復帰し、研究を再開することが期待される。巻木の文献と併せて全216頁。

18 Bottermann, Christoph: Untersuchung zu den grundlegenden Problematiken des Geldwäschetatbestandes, auch in seinen Bezügen zum Geldwäschegesetz. Universitätsverlag Dr. N. Brockmeyer (Brockmeyer), 1994.

第1部 序、第2部 資金の洗浄の構成要件（刑法261条）の基本問題の研究、第3部 結語。

本書は、ポッフム大学の客員教授カール＝ハインツ・クーンネルトに提出した学位論文である。文献、付録等を含め全267頁。

19 Brenner, Harald: Die strafprozessuale Überwachung des Fernmeldeverkehrs mit Verteidiger. Veröffentlichungen zum Verfahrensrecht. Bd. 11. Mohr 1994.

組織犯罪対策として採用されている近時の新しい捜査方法である「通信の傍受」に関して、被疑者とその弁護人との間の電話による会話は傍受の対象になるかというテーマについて、刑事訴訟法学の立場から理論的に検討した著作であり、証拠禁止の問題について手堅い解釈論を展開している。まず、問題の提起と研究の内容について説明し、3部からなる本文を順次説明する。

第1部 被疑者とその弁護人との間の電話による通話の傍受の許容性について、1 従来の諸説の概観、2 私見、に分説する。第2部 弁護人の電話傍受の不許容性の結果、はA 電話傍受における証拠禁止理論の特殊性、B 証拠聴取の禁止、C 証拠利用の禁止、D 手続障害、にわかれる。第3部 通信の技術的变化に現れた電話の傍受、はA 電話の通信における技術革新、B 電話通信のその他の形式、に分けて説明がなされ、最後に、研究成果のまとめで締めくくられている。本文276頁、文献14頁、事項索引6頁。

本書は、テュービンゲン大学のウルリッヒ・ウェーバー教授の指導により書かれ、1992年に提出された学位論文であり、94年に公刊された。

20 **Bruckermann, Jan-Friedrich: Neue Rechtsentwicklung der organisierten Kriminalität, 2003.**

本書は、マールブルク大学のモイラー教授の指導で書かれ、教授の急逝後、レースナー教授に引き継がれて完成した学位論文であり、著者は2003年の初頭に口述試験に合格し、現在、弁護士として活躍している。本書は6章からなり、序章に続き、第1章 “組織犯罪” の概念、第2章 新规定-最新の改正概観、第3章 種々の対処方法の評価（刑事手続上の措置、基本権への介入、均衡性）、第4章 比較法的考察（デンマーク、イギリス、フランス、オーストリア、アメリカの法制度との比較）、第5章 予防措置：警察と国境警備隊（序言、危険の回避、予防的な傍受措置、嫌疑と拘わりのないコントロール）、第6章 発展の帰結（序言、立法の原則、変化、ナチス時代の立法との対比）、結びからなる。本書は、主として、刑事手続的な側面を検討しているが、第1章で、“組織犯罪” に関するドイツの研究者の見解の展開とドイツの組織犯罪の現状把握についての調査の動きを分析しており、一昔前のドイツの研究成果に固執している不勉強な日本人研究者に取り、“救い主” 的な著作ではなかろうか。もっとも、学位論文という限界を考慮すべきであるが。全276頁。

21 **Bukov, Bernhard: Die Bekämpfung der Geldwäsche in der Europäischen Union. Schriftenreihe EURO-JUS Bd. 1. Manz, 1998.**

本書は、6部の編成からなる。I 序文、II 資金洗浄の概念、III ユーロッパ共同体における資金洗浄対策、IV その他の国際的な機構の概観、V オーストリアにおける資金洗浄基準の転換、VI 成果。本文34頁、文献2頁。

22 **Bundeskriminalamt[BKA](Hrsg.): Organisiertes Verbrechen. Arbeitstagung des BKA Wiesbaden vom 21. bis 25. Oktober 1974. BKA-Vortragsreihe[VR] Bd. 21, 1974.**

1974年10月21日-25日に、ウィースバーデンの連邦刑事警察庁（以下、BKA と略称）で、組織犯罪に関する本格的な研究集会が行われた。もちろん、当時既に、組織犯罪なる概念について、ドイツでも、専門文献に登場していたし、研究もされていたが、何と云っても、シンジケート的な形態の組織犯罪は、ドイツ社会に土着の概念ではなかったもので、研究者や実務家の間で、相互理解をする必要があった。ハロルド長官のあいさつに続いて、連邦内務大臣マイホーファー教授の開会の挨拶があり、BKA のゲンマー部長の「組織犯罪 - 国内治安にとって危険か」、パリのインターポールのネポート事務総長の「インターポールと組織犯罪」、FBI のクリーブランド次長の「アメリカにおける組織犯罪とその対策」、スコットランドヤードのディリー部長の「イギリスにおける組織犯罪と集めた経験に基づいて展開した対策」、イタリア警察のブランカッチオ警視の「イタリアにおける組織犯罪の発現形態と防止の方法」、ストックホルム警察のコランダー警視長の「スウェーデンにおける組織犯罪の発現形態と防止の方法」に続いて、ドイツの各州の警察の実務家、検察庁の代表などの発言が続いた。ドイツにおける本格的な組織犯罪研究の幕開けにふさわしい「国際的取り組み」を如実に示す研究集会であった。全229頁。

23 **BKA (Hrsg.): Macht sich Kriminalität bezahlt? - Aufspüren und Abschöpfen**

von Verbrechensgewinnen - Arbeitstagung des BKA Wiesbaden vom 10. bis 13. November 1986. BKA-VR Bd. 32, 1987.

1986年11月10日-13日、BKA で開催された研究集会であり、ドイツの警察実務家も、日常の捜査実務で「組織犯罪問題」と取り組み、経験を積んでいたため、今回は、多くの実務家がドイツの現状を踏まえた報告をした。連邦内務大臣チンマーマンの開会の挨拶に続きチュービンゲン大学のケルナーの「犯行への刺激としての犯罪収益 - 犯罪学的な観点で」という基調講演に続いて、インターポールのウィンゲンテール参事が「国際警察への挑戦としての犯罪収益」について発言した。さらに、BKA の幹部や連邦内務省の参事官が報告し、続いて、ドイツの多くの実務家が各州での実務を踏まえて発言した（ベルリン、ハンブルク等）。今回も、フランス、アメリカの実情が報告されたが、圧巻はスイスのベルナスコーニ弁護士の「資金洗浄の調査と刑法上の捕捉におけるスイスの経験」という講演であった。巻末の発言者紹介を含め、全276頁。

24 BKA(Hrsg.): Organisierte Kriminalität in einem Europa durchlässiger Grenzen. Arbeitstagung des BKA Wiesbaden vom 06. bis 09. November 1990. BKA-VR Bd. 36, 1991.

連邦刑事警察庁は、1990年11月6日-9日に、「国境を自由に通過出来るヨーロッパにおける組織犯罪」というテーマの研究集会を開催した。本書は、そこで行われた報告を収録したものであり、BKA 講演集36巻として公刊された。主要な報告者と演題は次の通り。

ファルコーネ（パレルモ地裁判事。後に、マフィアに暗殺された）「“組織犯罪” 世界的な問題 - 国際的組織犯罪の“範型”としてのイタリア・マフィア」、ツァヘルト（BKA 長官）「ドイツにおける組織犯罪：構造、脅威の可能性、対策」、クーベ（捜査科学研究所長、ギーセン大学客員教授）「予防の端緒としての組織犯罪の兵站」、キューネ（トゥリエー大学教授）「日本の組織犯罪の特性 - ヨーロッパでの展開の可能性はあるか」、その他、ドイツのほか、イギリス、フランス、ロシア等、東欧の実務家も参加した。執筆者紹介を含め、全264頁。

25 BKA(Hrsg.): Aktuelle Phänomen der Gewalt. BKA-Arbeitstagung 1993. BKA-Forschungsreihe[FR] Bd. 29, 1994.

1993年11月23日-26日、BKA は「暴力の現実の現象」というテーマで学術大会を開催した。本書はその議事録である。連邦内務省のニントナー次官の開会の挨拶に続き、ホッフム大学のシュウィント教授が「社会は暴力犯罪者を利用してはいないか」という基調報告をした。同教授は、連邦政府の「暴力に関する委員会（Gewaltkommission）」の委員長である。暴力犯罪の現象、原因、統制に関する所見を述べたが、その同じテーマで、フレーメン大学のクヴェンゼル教授が、批判的な論陣を張った。数字に現れた暴力のデータだけで問題をセンセーショナルに扱っても、問題の根源を解決出来ないのではないかと、という疑問である。次いで、バンベルク大学のゼルク教授（心理学）が、「暴力の行為者と被害者としての若者」という側面について問題提起をした。この“被害者としての若者”というテーマは、“被害者学的”にも重要な問題である。“被害経験”から“学習”して、別の者（その多くは少年である）に対して加害者の役割をする例が少なくないからである。

わが国でも、最近、この問題の重要性に関心が持たれるようになったが、青少年の「暴力化」について単純化して、教育や家庭に責任を押し付ける前に対策を考えるべき面がある。会議では、外国人に対する人種的偏見、敵意を剥き出しにする暴力ぎたにもメスを加えようとする発言が出た。暴力の多発に対するメディアの責任も問題となった。BKAのシュスター研究部長は「暴力と組織犯罪」を論じた。ブラウンシュワイク高裁のワッサーマン前長官の「暴力と政治の責任」とうコメントに聞くべきものがある。巻末の発言者紹介を含めて、全312頁。

26 BKA(Hrsg.): Organisierte Kriminalität. BKA-Tagung 1996. BKA-FR Bd. 43, 1997.

1996年11月に、ウィースバーデンの連邦刑事警察庁の大講堂で行われた研究集会での講演、パネル・ディスカッションの記録である。ミシュコヴィッチュ(コーディネーター)の「組織犯罪への情報戦略」に始まり、カンター(連邦内相)の「ドイツにおける組織犯罪対策」、ゲーン(BKA、組織犯罪研究班)の「ドイツにおける組織犯罪の現況とその動き」、ループレヒト(連邦内務省参事官)の「組織犯罪立法の基礎としての法的事実」、ハイドン(インターポール)の「組織犯罪対策における超国家的センターの役割-インターポールを例にして」、ストルベック(ユーロポール)の「組織犯罪対策における超国家的センターの役割-ユーロポールを例にして」、シェーファー(フランクフルト高検検事)の「司法から見た組織犯罪」、ファルク(BKA 副長官)の「組織犯罪の捕捉、記述、分析-欠陥と展開の可能性」、ファン・デル・ヘイデン(オランダ刑事局)の「組織犯罪の分野におけるデータ資料の分析に関するオランダの試み」、サポーナ(トリエステ大学)の「法的伝統と犯罪の現実-組織犯罪対策のための法的対応措置の変化と継続性」、バレット(FBI)の「戦略と技術-組織犯罪対策におけるアメリカの刑事訴追官署の経験」、サベルシンスキー(ベルリン警察長官)の「大都市の焦点としての組織犯罪対策-ベルリンの例」、ジーバー(ヴェルツブルク大学)の「組織犯罪の兵站・統合科学的研究の知見」、ブルンシュタイン(ハンブルク大学情報学教授)の「新たな技術と犯罪 情報社会における現代刑事捜査学への挑戦」、バイヤー(BKA)の「財務調査-犯罪対策の現実的戦略」という講演と討論が続き、最後に、「組織犯罪に対する予防の可能性」と題するパネルディスカッションで締めくくられた。全340頁。

27 BKA(Hrsg.): Lagebild Organisierte Kriminalität Bundesrepublik Deutschland 1997 Kurzfassung. BKA 1998.

組織犯罪に対する建設的な議論を積み重ねるためにも、効果的な対応策を樹立するためにも、それらの勢力が、現実具体的に、どのような状況にあり、広がりを見せているのかわかることが必要である。連邦刑事警察庁は、連邦各州の警察関係当局、州の刑事警察研究機関の協力を得て、組織犯罪の“現況(Lagebild)”を調査し、公刊した。もちろん、手の内すべてを見せることはできないので、一般に公刊されているのはその“縮刷版”である。それでも、ドイツにおける組織犯罪が、1997年の段階でどの程度の規模と広がりをもっているかを知ることが出来る。本書は、1 前言、2 状況説明(事件数、罪種、国内・国際事件別、州別の手続数、被疑者と国籍[非ドイツ人])、損害額、推定利得額等。

本文25頁、付録2頁。

28 **Bundesministerium für Justiz(Hrsg.): Organisierte Kriminalität - Professionelle Ermittlungsarbeit - Neue Herausforderungen. Enquete des BM f. Justiz und BM f. Inneres am 11. und 12. Oktober 1995. Schriftenreihe des BM f. Justiz Bd. 77, 1996.**

オーストリアの立法者は、1990年代の半ばに、組織犯罪対策として、実体法・手続法に、必要な改正を施した。例えば、資金の洗浄・犯罪組織結成の罪、各種の新たな捜査技術の導入等の法的措置である。これらは、いずれも、市民の基本権への侵害の可能性をはらむものである。連邦司法省と連邦内務省は、共同して、「組織犯罪対策」「職業的な捜査活動」等、社会の進展に応じて生ずる新たな挑戦にいかに対処すべきかについて討論会を開催することを決し、1995年10月11日、12日の両日、ブルクスターラー教授を中心に、会合を開き、各方面の専門家による討論が行われた。連邦司法省叢書77巻として公開された本書は、その記録である。その内容は、主催者の挨拶に続き、ブルクスターラー・刑法の視点からの序説、フंक（グラーツ大学・行政法）・重大犯罪・組織犯罪対策のための特別な捜査に関する連邦法草案へのコメント、ビルナチュク（判事、連邦司法省参事官）・比較法的概観、ゲーン（連邦刑事警察庁）・ドイツにおける組織犯罪の現況、タルフサー（検察官）・イタリアにおける組織犯罪対策、シュタングル（法社会学・犯罪社会学研究所）・オーストリアに組織犯罪防止のための新たな法的手段を導入する必要性についてのコメント、ダーネック（ウィーン高裁判事）は、特に、携帯電話の通信傍受、屋内の会話の傍受、網かけ捜査などについて意見を述べ、引き続いて活発な討論がなされた。2日目は、ハッセマー（フランクフルト大学）・ヨーロッパ、特に、ドイツにおける国内治安の改善について、プファイファー（ニーダーザクセン犯罪学研究所）・重大犯罪・組織犯罪防止のためのオーストリアの2法律について、フックス（ウィーン大学教授）・組織犯罪対策のための新たな捜査措置と介入権限、に続いて活発な討論が行われ、午後の部は、アイネター（ウィーン弁護士会）・弁護士会の見方、デアリング（連邦司法省）・司法省の立場、フライシュル（連邦司法省）・司法省の立場という報告に対し、討論かなされ、ブルクスターラー教授のまとめの言葉で会議は終了した。なお、付録として、ライナー・ウィーン高検検事長の「検察官から見た室内の会話傍受について（Lauschangriff）」か付いている。巻末資料（参事官案と政府案）を含め、全352頁。

29 **Burr, Christian: Geldwäsche. Eine Untersuchung zu § 261 StGB. Respublica-Verlag, 1995.**

本書は、1994年に、ホン大学の法学・国家学部により学位が授与された博士論文である。同大学のルドルフィー教授の指導を受けた。刑法261条に関する詳しい研究であって、I 序説、II 法事実的背景、III 刑法261条により保護される法益、IV 資金洗浄の構成要件の保護範囲、V 行為の客体、VI 行為、VII 主観的構成要件、VIII 資金洗浄と不作為、IX 没収と取奪（Verfall）、X 刑の中止、XI 刑の軽減、XII 民法上の効果、XIII 展望からなる。巻末の文献を含め、全124頁。

30 **Busch, Dagmar/Helmut Teichmann. Das neue Geldwäscherecht, 2003.**

2002年8月15日に、「資金洗浄対策法」が制定され、施行された。ヨーロッパ連合(EU)では、最近、相次いで、資金洗浄に関し、各種の基準を定めている。この動きに対応し、ドイツの連邦議会は、国内法規の整備を行っている。本書は、ドイツの最新の立法を踏まえ、実務における手引きとして書かれたものである。執筆者は、いずれも、連邦内務省に勤務し、資金の洗浄と組織犯罪対策の立法に参画している。本書は、第1部 序説「立法の背景事情、法規の規範的側面、立法過程、本法の骨子」に続き、第2部で「資金洗浄対策法」の逐条解説、第3部 資料の3部構成である。序文・目次・索引を含め、全125頁。

31 Busch, Heiner: Polizeiliche Drogenbekämpfung - eine internationale Verstrickung, 1999.

国際的な組織犯罪の活動領域の中でも、薬物取引は最も重要な位置を占めており、国際的な取締の機構は、この問題の解決に集中している。本書は、警察による国内的・国際的な麻薬犯罪の取り締まりに関して、極めて具体的な叙述をしている。序説に続き、第1章麻薬取引と麻薬対策 - 警察の討議の再構築、第2章 国際的な警察の協力 - 委員会、機構、契約、第3章 国際的な警察の協力。捜査の際の国境を越えた、国際協力の実務。結語。末尾に各章の注をまとめ、文献(17頁)を併せて、全338頁。

32 Degenhardt, Kerstin: Europol und Strafprozeß. Die Europäisierung des Ermittlungsverfahrens. FKS Bd. 78, 2003.

本書は、2000年冬学期に、フランクフルト大学のアルブレヒト教授に提出し、受理された学位論文である。国際的な麻薬捜査においては、各国の警察の協力が不可欠であるが、警察という制度は、その性格上、国境を越えた捜査を行うように合理化されているとは限らない。他方、国際的な組織犯罪、特に、国境を越える麻薬の密売組織には、国境はないに等しい。特に、ヨーロッパ連合では、加盟国の国境は取り払われた。このような状況では、ヨーロッパ警察機構(Europol)による捜査協力の合理化が国際犯罪組織に対抗する重要な国際機構となる。本論文は、序説に続いて、A ヨーロッパ警察庁(Polizeiamt)の成立、B ヨーロッパ警察庁の現在の姿、C ヨーロッパ警察庁の未来像に分けて論じている。ヨーロッパ諸国の協力、合同して共通の問題に対処するという動きは、戦前からあったのであるが、特に、戦後の「ヨーロッパ共同体」による政治・経済・社会統合の動きにおいて、合理的な国際協力の実が上がったのである。これらの動きを正確に裏付けている。巻末文献、索引と併せて全344頁。

33 Derk, Jack/Anton van Kalmthout/Hans-Jörg Albrecht: Current and Future Drug Policy Studies in Europe. KFB Bd. 88, 1999.

国境のないヨーロッパ共同体は、国際的な麻薬の密売ルートに対する効果的な対抗措置、増大する麻薬依存者、特に青少年問題という共通の困難な課題に直面している。ヨーロッパの刑事政策の専門家か協力して、有効な対抗措置を構築する試みを始めた。本書は、その第1歩の記録である。国連犯罪防止委員会のダーク、オランダのファン・カルムソート、ドイツのアルブレヒト(フライブルク)が編者となって、ヨーロッパの麻薬対策という本書を公刊した。A ヨーロッパの麻薬政策の比較研究の方法論と基本概念、B 各国の麻薬

政策の構造 ヨーロッパ諸国の中からの若干の例示（スウェーデン、ホーランド、ドイツ、フランス、ノルウェー、オランダ、フィンランド、デンマーク）に分かれる。巻末の参加者名簿を含め、全317頁。

34 Dessecker, Axel: Gewinnabschöpfung im Strafrecht und in der Strafrechtspraxis. KFB Bd. 64, 1992.

著者が、フライブルクのマックス・プランク研究所においてカイザー教授の指導で行った研究成果をまとめた著作である。「利得の剥奪」の問題について、刑法上の規範、刑事制裁を解釈学的に検討し、さらに、犯罪学的な概念分析と刑事実務に対する実証研究とを行っている。I 序説と問題の設定、II 利得剥奪の規範的基礎、III 犯罪学の問題としての利得の剥奪、IV 経験的研究の構想化、V 刑事法実務に関する調査結果、VI 刑事政策的構想としての利得及び純益の剥奪、VII 研究のまとめと成果、付録（事例集、使用した書類の番号・記号）、文献、図及び表の索引を併せて、全456頁。

35 Deutsche Sektion der Internationalen Juristen-Kommission (Hrsg.): Organisierte Kriminalität und Verfassungsstaat. Rechtsstaat in der Bewährung Bd. 33. C. F. Müller, 1998 → 3 で詳しく紹介してある。

36 Dionyssopouloy, Athanassia: Der Tatbestand der Geldwäsche. Eine Analyse der dogmatischen Grundlagen des § 261 StGB. FKS Bd. 66, Peter Lang, 1999.

刑法261条に関する正統的な解釈論であり、フランクフルト大学のノイマン教授の指導を受け、受理された学位論文である。I 序説、A 序、B 資金洗浄の発現形態、C 261条の成立史、II 261条の解釈、A 保護法益、B 261条における前提行為とそこから生じる対象との関連、C 261条における社会的に通常法律行為、D 軽率な行動の処罰（刑法261条第5項、E 改正提案。巻末の文献（20頁）を含め、全196頁。

37 Dörmann Uwe/Karl-Friedrich Koch/Hedwig Risch/Werner Vahlenkamp: Organisierte Kriminalität - wie groß ist die Gefahr? - Expertenbefragung zur Entwicklung der Organisierten Kriminalität in der Bundesrepublik Deutschland vor dem Hintergrund des zusammenwachsenden Europa -. Sonderband der BKA-FR, 1990.

1990年代に入ると、これまでとは異なった組織犯罪問題が起きるであろうという予想が、識者の間でなされていた。BKA は、1989年に、組織犯罪問題に関心を持っている36人の専門家に統一質問表を送り、回答を得、それを分析した結果を公刊したのが本書である。本書の構成は、1 序論、2 組織犯罪の動向に関する一般の発言、3 組織犯罪による危殆化についての発言、4 組織犯罪防止の可能性、5 結論と展望：マフィア類似の関係に発展するであろうか、となっている。付録を含め、全171頁。1990年代のBKAでの組織犯罪の調査・研究を方向づけた「専門家の意見調査」であり、資料的価値が高い。

38 Drywa, Jürgen: Die materiellrechtlichen Probleme des V-Mann-Einsatzes, 1987.

本書の著者については、遺憾ながら、現在のところ何もデータがない。ツェンタウルス出版社（Centaurus-Verlagsgesellschaft）の双書法学（Reihe Rechtswissenschaft）の第



36巻として公刊されている。本書は4部構成であり、第1 序章、第2 問題設定、第3 挑発された行為者の可罰性、第4 アジャン・プロヴォカトゥールとしての“情報提供者 V-Mann”の可罰性からなる。第3では、1980年代の新たな連邦通常裁判所の判例、関連する学説、アジャン・プロヴォカトゥールをめぐる実体法的な論点の検討、正当化の根拠、訴訟法的解決、背後者としての国家の違法な態度等の論点を検討し、第4では、第3でも試みられた比較法的な考察（オーストリア、スイス、英米、フランス）を詳論した後、結果犯、危険犯とを素材として分析し、利益の衝突、共犯論との関連、その他、刑法上の諸論点をつぶさに検討している。学位論文の典型と言える。本文204頁、巻末の判例、事項索引26頁。

39 Edelbacher, Maximilian (Hrsg.): Organisierte Kriminalität in Europa. Die Bekämpfung der Korruption und der organisierten Kriminalität. Linde Verlag, 1998.

ウィーンの「治安局 (Sicherheitsbüro)」の代表であるエーデルバッハーの編集にかかるとある論文集であり、ここに採録された論文は、1996年に、神奈川大学の長井園教授と西イリノイ大学のディリップ教授が主催した“組織犯罪：世界的視野”に寄せられたものであり、ヨーロッパからの参加者の総意で、ヨーロッパにおいて刊行された。冒頭に、編者の「オーストリアとヨーロッパにおける組織犯罪 - 組織犯罪と汚職に対する戦い」が配され、エストニア、イタリア、オランダ、オーストリア、ポーランド、ロシア、スロヴェニア、トルコ、ハンガリーの研究者と実務家の論文が寄せられている。巻末の略語、文献、事項索引を含め、全304頁。

40 Europäische Anwaltsvereinigung e.V. (Hrsg.), Bekämpfung der Geldwäsche. 24. Tagung der DACH in Bad Ragaz vom 10. -12. Mai 2001, 2002.

ヨーロッパ弁護士協会の2001年5月の第24回大会の議事録。スイス、リヒテンシュタイン、オーストリア、ドイツ、ベルギーでの「資金洗浄」に関する立法、学説、実務の動向が、ヨーロッパ連合の基準との関係で具体的に描かれている。全135頁。

41 Feigen, Peter: Die Beweislastumkehr im Strafrecht. Geldwäsche, Vermögens-einziehung, Hehlerei de lege lata et ferenda. GCA-Verlag, 1998.

本書は、1998年冬学期に、トリエー大学で受理された学位論文であり、キューネ教授の指導により書かれた。資金の洗浄とそれに関連する財産没収に関する挙証責任の転換を扱っている。第1部 刑法における挙証責任 - その存在と配分、A 刑事訴訟における挙証の位置、B 証拠不十分の状況 - 自由な証拠評価の結果、C 挙証責任の多様な現れと民事法におけるその配分、D 刑法におけるその存在とその配分、第2部 挙証責任の転換の導入に関する基準としての憲法上の挙証責任の転換の基礎、A 民事法における挙証責任分配の原理、B 実体的真実探求の目的とその理由付け - 挙証責任分配との関連、C 刑事訴訟における挙証責任を決定する原則としての無罪の推定、第3部 刑事訴訟における挙証責任の転換に関する法政策的傾向、A 法政策の出発点としての組織犯罪、B 資金の洗浄/盗品の罪、C 収奪に関する規定の加重、D 資産刑、E 社会民主党会派の第2次組織犯罪対策法草案、F 課税を超える財産の没収について。本文と巻末文献を合わせ、全196頁。

42 Felske, Karsten: Kriminelle und terroristische Vereinigungen - §§ 129, 129a StGB. Reformdiskussion und Gesetzgebung seit dem 19. Jahrhundert. JurZG Bd. 7, 2002.

本書は、ハーゲン大学のフォルムバウム教授の指導により書かれ、2001年に同大学法学部から学位を授与された論文である。第I部 基礎では、主題の基本問題に次いで、ドイツ統一前の主要な領邦国家の刑法における規定を紹介し、第II部 1870年以降の展開では、ライヒ刑法、刑法諸草案、ワイマール共和国時代、ナチス時代、戦後の諸草案、1970年以後の反テロ対策立法に関して、1976年の改正、1986年12月19日の再改正を論評する。全534頁。

43 Flatten, Thomas: Zur Strafbarkeit von Bankangestellten bei der Geldwäsche. Peter Lang, 1996.

本書は、1995年冬学期に、ハイデルベルク大学により受理された学位論文であり、ヒレンカンフ教授の指導で書かれた。本書は、A 序説、B 刑法261条の施行以前に既に存した規定による可罰性、C 刑法261条による可罰性、D 既に提出された法改正の批判的考察、E 結論の5部構成である。本文、全181頁。

44 Flormann, Willi: Heimliche Unterwanderung. Organisierte Kriminalität - Herausforderung für Staat und Gesellschaft. Organisierte Kriminalität in Deutschland (OKD). Bd. 1. Schmidt-Römhild, 1995.

長年にわたり、警察実務家として活躍し、アメリカで研修生活を送った。後に、警視となり、警察の多くの部門で活躍し、ミュンスター警察の組織犯罪特別部門の責任者を勤めた。その経験を生かし、双書「ドイツの組織犯罪」を編集し、本書はその第1巻である。序説に続き、1.0 組織犯罪現象の回顧、2.0 組織犯罪訴追の新たな展開、3.0 組織犯罪の犯す犯罪の種類、4.0 組織犯罪の存在の徴表、5.0 組織犯罪の現状レジュメ、1993年のドイツの組織犯罪の現況。巻末文献と併せ、全159頁。

45 Forster, Marc: Kollektive Kriminalität. Das Strafrecht vor der Herausforderung durch das organisierte Verbrechen. Bibliothek zur Zeitschrift für Schweizerisches Recht. Beiheft 27. Helbing & Lichtenhahn, 1998.

本書は、1997年9月17日から20日まで、ナポリで開催された国際刑法学会に、スイスのナショナル・ペーパーとして提出されたものに加筆して公刊された。筆者は、ローザンヌ大学の私講師である。ヨーロッパの多くの刑法と同様、スイス刑事法でも「個別行為責任」を基本とする。組織犯罪に対し、いかなる理論的修正がなされ、刑事責任を問い、処罰を実現し得るかという困難な問題に対処する好論文である。本書は、小冊子であるが、その内容は、I スイス刑法による個別刑法の原則と“集団的”犯罪の可罰性、II 正犯と共犯に関するスイスの実務と理論、III “集団的”犯罪の帰属(Zurechnung)と訴追の特殊問題、IV 集団犯罪に対する制裁に分けて論じられている。巻末文献を含め、全45頁。

46 Frank, Robert: Die Bekämpfung der Geldwäsche in den USA. High-Tech-Gewinnaufspürung, drakonische Strafen und radikale Gewinneinziehung - Ist der Amerikanische Ansatz ein Vorbild für Deutschland? Würzburger Schr. z. KW. Bd.

3, 2002.

資金の洗浄の問題は、2001年9月11日の事件を契機に、国際的なテロ対策という新たな局面を迎えた。本書は、ヴェルツブルクでジーバー教授の指導を受け、アメリカでの研究生活を経て、学位論文として書かれ、ヴェルツブルク大学に提出された。その構成は、A 序言とテーマの説明、B 利得の探知に関する法的状態、C 経済犯罪統制ネットワーク (FinCEN - Financial Crimes Enforcement Network) による利得の探知と資金洗浄の防止、D 資金洗浄に対する刑法上の処罰、E 利得の剥奪、F 利得の剥奪の実施、G 総括と分析からなる。詳細な文献目録、付録を含めて全216頁。

47 **Freiberg, Konrad/Berndt Georg Thamm:** Das Mafia-Syndrom. Organisierte Kriminalität: Geschichte-Verbrechen-Bekämpfung. Verlag Deutsche Polizeiliteratur, 1992.

警察の実務家とジャーナリストの手になる「組織犯罪マフィア」に関するルポルタージュ風の著作である。第1部 職業犯罪者の成立史：17世紀の秘密結社から20世紀の組織犯罪まで、第1章 血盟により義兄弟へ、第2章 “黄金の20年代” - “犯罪シンジケート” 誕生の年、第2部 今日の組織犯罪：最近10年の組織犯罪、第1章 組織犯罪の現象学、第2章 ドイツの組織犯罪、第3章 薬物犯罪 - 組織犯罪の儲かる犯罪分野、第3部 組織犯罪対策、第1章 組織犯罪 - 闘争の戦略、第2章 覆面捜査官の経験、第3章 大都市ハンブルクを例に取った組織犯罪対策 後書き：国家と民主主義を脅かすものとしての組織犯罪。文献を含めて全320頁。気軽な読み物。

48 **Fremuth/Laurer/Linc/Pötzelberger/Strobl:** Bankwesengesetz. Manzschers Kurzkomentar, 2. Aufl., 1999.

国際的な組織犯罪の資金の洗浄への対策として、金融機関の協力が不可欠である。オーストリアの場合は、銀行制度法に預金口座開設の場合の名義人の身元確認義務や疑わしい取引を訴追機関へ通報する義務等が規定され、金融関係者に協力義務を課している。これらの点について、正確な情報を得るための文献である。巻末の事項索引を含め、全492頁。

49 **Fremuth/Laurer/Linc/Pötzelberger/Strobl:** Bankwesengesetz. Manzschers Kurzkomentar, Ergänzungsband 2002.

本書は、前出(48番)の注釈書に、2001年の「金融市場監視法」を加え、各種の国際規約等を付録として加えた“補訂版”である。巻末の付録を含め、全947頁。

50 **Füllbier, Andreas/Rolf R. Aepfelbach:** Das Geldwäsche Gesetz. Eine einführende Kommentierung. 1. Aufl., 1993; 2. Aufl., 1994; 3. Aufl., 1995; GwG Kommentar zum Geldwäschegesetz 4. Aufl., RWS Verlag Kommunikationsforum, 1999.

本書の冒頭に、関連する法規の条文が掲記され、それに続いて、資金洗浄法に関する詳細な注釈が続く。刑法261条の注釈は、編者のフルビールが行っている。比較法の資料として、フランス、イギリス、ルクセンブルク、オーストリア、スイス、アメリカの関連する法規が訳出されている。付録として、約100頁の行政法規等が掲記されている。巻末の事項索引と併せて597頁。

51 **Gebert, Ursula:** Leitfaden Gewinnabschöpfung im Strafverfahren insbeson-

dere in Betäubungsmittelverfahren. Richard Boorberg Verlag, 1996.

著者は、検察官である。フランクフルト高検に置かれた麻薬犯罪防止センターの実務から得た知見に基づき、刑事手続における不法利得の剥奪に関する国家の追行権を貫徹するための手引きとしてまとめられた。A 利得剥奪の実体法入門、B 麻薬犯罪における没収と取奪、C 資金の洗浄における没収と取奪、D 捜査手続と公判手続における利得剥奪の転化、E 検察実務に関連する諸種の書式、F 判例の具体例。全102頁のコンパクトな著作であるが、実務の一端を知るのに便利である。

52 Gehl, Günter(Hrsg.): Bedroht die organisierte Kriminalität die Demokratien in Europa? Forum: Politi Bd. 15. dadder, 1997.

ヨーロッパ連合は、シェンゲン条約により、政治・経済・社会的統合を一段と進めた。そのことは、同時に、国境のないヨーロッパにとって、国際的な犯罪組織の暗躍を共同して防ぐ連携を強化する必要に迫られることを意味する。トゥリエーにあるカトリック・アカデミーの委嘱により編集された本書には、ドイツを中心として、ヨーロッパの犯罪組織を研究している実務家が各自の専門知識を駆使した論議を展開している。政治学者のハンス・ゼーは「経済犯罪、組織犯罪及び汚職 - 社会的市場経済と民主主義の国内の敵」を論じ、ジャーナリストのユルゲン・ロートは「組織犯罪と政治」というテーマで、政界の裏面に焦点を当てた考察を加え、フライブルクのマックス・ブランク外国・国際刑法研究所のカタリナ・オスワルトは「資金の洗浄は組織犯罪を防止するために有効な手掛かりとなるか」を論じ、フランクフルト高検のヒルデガルト・ベッカー=トウセイン検事「資金洗浄対策による組織犯罪の防止は可能か - 1000件ほどの実務的経験」とコブレンツ高検のハインリッヒ・ガウフ検事「組織犯罪 - 国と社会に対する挑戦 - 司法実務からのコメント」は、ドイツでの実務経験に基づく報告をし、ヨーロッパ警察機構 (Europol) のヴィリー・ブルグマンは「組織犯罪はヨーロッパの民主主義を脅かしているか - 戦いに既に敗れたか」において、組織犯罪に対しては、警察力だけで対抗するのは困難であり、一国だけで立ち向かって国際的な犯罪集団に効果的な対抗は出来ない。国際的に連帯し、弱点を抱えた国の制度や問題点を補強し、息の長い対抗手段を構築する必要があると指摘している。全107頁。

53 Gentzik, Daniel: Die Europäisierung des deutschen und englischen Geldwäschestrafrechts. Eine rechtsvergleichende Untersuchung, 2002.

国際的な資金洗浄対策について、ヨーロッパ連合の「資金洗浄防止基準」は、加盟各国の国内立法に重要な指針の役を演じている。本書は、コンスタンツ大学のルドルフ・レンギエ教授の指導で書かれた学位論文である。その構成は、序文、第1部 資金洗浄の問題性とヨーロッパ共同体の資金洗浄基準による防止対策、第1章 資金洗浄という現象、第2章 資金洗浄防止のための措置: 資金洗浄基準、第2部 資金洗浄基準から見たドイツと大英帝国の資金洗浄の構成要件の比較法的研究、第1章 序説、第2章 客観的構成要件の法的調和、第3章 主観的構成要件の法的調和、結論からなる。極めて詳細で、手堅い比較法的な解釈論が展開されている。序文、目次、略語、文献、索引を含め全276頁。

54 Gnägi, Ernst: Der V-Mann-Einsatz im Betäubungsmittelbereich. Materiell-

strafrechtliche und strafprozessuale Fragen des Betäubungsmittelscheinkaufs unter besonderer Berücksichtigung des Strafverfahrens des Kantons Bern. Paul Haupt 1992.

1991年に、ベルン大学に提出した学位論文であり、クンツ教授の指導を受けた。薬物犯罪の捜査に関して、内部通報者（V-Mann）を投入する手法には、刑事訴追の有効性と市民の基本権の擁護という憲法上の要請との衝突という困難な問題がある。本論文は、この困難なテーマについて、諸説を比較検討し、厳格な解釈論を展開した好論文である。序文に続き、I 買い手を装うもの及び情報提供者が、市民に対し行為を誘発する方法で行った場合の可罰性、II 麻薬の分野において内部通報者を投入する許容性の要件と限界、III 市民に対し、許容し得ない方法で内部通報者を投入することの結果、IV 匿名の内部通報者の知識を刑事手続に導入する問題、まとめと結びの考察に分かれる。主たる部分であるIIとIIIで、スイスとドイツの判例、学説を子細に検討し、自説の展開の伏線としている。文献（16頁）を含め、全186頁。筆者は、現在、連邦司法・警察省の刑事立法担当の参事官であり、資金洗浄に関する特別委員会のメンバーとして来日した。

55 Graber, Christoph K.: Geldwäscherei. Ein Kommentar zu Art. 305<sup>bis</sup> und 305<sup>ter</sup> StGB. Verlag Stämpfli, 1990.

ベルン大学のアルツト教授の指導を受け、同教授に提出した学位論文である。スイスにおいて「資金の洗浄」に関する立法措置が実現して間もないころに書かれ、立法理由等を丹念に調べた著作であるから、その後の学説や判例の動向に少なからざる影響を及ぼした。本書は、第1部 資金の洗浄という現象と従来の法における刑法上の捕捉、§1 序に代えて：3事例、§2 資金洗浄の概念と発現形態、§3 資金洗浄の刑法上の捕捉可能性概観、第2部 立法沿革史、§4 新たな構成要件への性急な道、第3部 資金洗浄に関する新たな刑罰規定と金融業における注意の欠缺、第1 刑法305条の2、1章 305条の2第1項の構成要件、§5 保護法益、§6 客観的構成要件、§7 主観的構成要件、2章 305条の2第2項、§8 加重構成要件、3章 問題となる制裁について、§9 刑法305条の2に規定された刑罰、§10 刑法305条の2を侵害した際のその他の制裁、4章 刑法305条の2を適用する際の個別問題、§11 場所的適用範囲について、§12 予備と未遂、§13 共同正犯と共犯、§14 競合、第2 刑法305条の3、1章 構成要件、§15 保護法益、§16 客観的構成要件、§17 主観的構成要件、2章 問題となる制裁について、§18 刑法305条の3の刑罰の枠、§19 刑法305条の3を侵害した際のその他の制裁、3章 刑法305条の3を適用する際の個別問題、§20 未遂と既遂、§21 共同正犯と共犯、§22 競合の3部構成であり、全214頁である。以上の紹介から明らかなように、本書は、スイス刑法典305条の2に関する立法論上、解釈論上の問題点を余すところなく説明している有意義な業績である。

56 Gradowski Marion/Jörg Ziegler: Geldwäsche, Gewinnabschöpfung. Erste Erfahrung mit den neuen gesetzlichen Regelungen. BKA Forschungsreihe Bd. 39, BKA, 1997.

1992年の「組織犯罪対策法」、1993年の「資金洗浄法」が施行され、捜査実務経験がある程度蓄積された1996年夏、連邦刑事警察庁は、各州の刑事警察部に回状を送り、これら

の法規に基づいた捜査手続から得られた法規の適用とそれに関する手続法の諸問題についての経験を調査した。その回答を集積・分析したのが本書である。1 資金洗浄の刑罰構成要件 (刑法261条)、2 手続法的措置、3 資産刑 (刑法43条 a)、4 拡大取奪 (刑法73条 d)、5 資金洗浄法、6 総括、7 英文要約。付録 1: 質問票 “資金洗浄利得の剝奪” 付録 2: 使用した事例資料の提示。略語、文献、事項索引。全162頁。

57 Graf, Walther: Rasterfahndung und organisierte Kriminalität. Forum 1997.

いわゆる網かけ捜査 (Rasterfahndung) を論じた著作であり、1996年冬学期にボン大学に提出した学位論文であり、マルクヴァルト教授の指導を受けた。A 序説、B 組織犯罪対策法による網かけ捜査の手法での情報調査に関する法律規定の対象とその沿革、C この手法による調査の法事実的前提条件、D この手法に関連する法規定の適用可能性、E この規定の合憲性、F 本研究の重要な結論の総括とこの種の法規制の刑事政策的評価からなる本書は、巻末文献を含め、全349頁である。

58 v. Graffenried, Rudolf (Hrsg.), Beiträge zum schweizerischen Bankenrecht, 1987.

国際的な組織犯罪対策としての「資金の洗浄」の防止に関しては、金融関係者、特に、銀行の協力が不可欠であり、そのためには、銀行法を国際協力のために改正する必要がある。本書では、スイスの銀行に対して、「国際的犯罪者のための闇金庫・闇金融」という非難が上がっていた時期に、銀行法の諸問題に関して寄せられた論文集である。刑事法としては、シュトラテンヴェルト・官庁によって強いられた銀行の秘密の断念という論文が「資金の洗浄」に関する基本的な問題点の所在を明示している。最初の項目「金融の所在地スイス」に寄せられた論説：クリスチャン・v. ワイツゼッカー・スイス銀行の経済的意義、フルノー・エーメレ・スイス銀行の経済学的意義、イェルク・シュワルツ/ワルター・フォン・ヴィール・国際環境における金融所在地スイス財政的・法的局面に関する若干の考察も、スイスの銀行に関する問題を検討するに当たり、有意義な論稿といえる。全449頁。

59 Gropp, Walter (Hrsg.): Besondere Ermittlungsmaßnahmen zur Bekämpfung der Organisierten Kriminalität. Ein rechtsvergleichendes Gutachten im Auftrag des Bundesministeriums der Justiz und des Bayerischen Staatsministeriums der Justiz. Beiträge und Materialien aus dem MPI f. ausl. u. internationales Strafrecht (BM MPI). BandS 36, 1993.

1990年末、連邦司法省とバイエルン州司法省は、フライブルクのマックスプランク研究所に「組織犯罪対策のための特別な捜査方法」に関する比較法的研究を委嘱した。当時、効果的な国際組織犯罪対策の導入を巡り、犯罪訴追の責任をもつ捜査関係者の間では、アメリカや西欧の先進諸国での経験に学ぶ必要性があるという声が高い一方、法治国の原則と基本法の保障する「市民の基本的な人権」との相克をいかに克服すべきについて激しく争われていたのである。同研究所の研究員ワルター・グロップを中心として、各種の新しい捜査方法に関する比較法的研究が実施され、その成果を公刊したのが本書である。執筆者の大部分は、研究所の研究員 (嘱託研究員を含む) であり、スタッフと膨大な図書館を

抱えるマックス・プランク研究所の実力を知り得る（なお、イタリアはカメリーノ大学のオランダ教授、スイスはバーゼル・ラント州のヴェスト弁護士〔当時、現ザクト・ガレン大学教授〕が担当した）。対象となった国は、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イングランドとウェールズ、フランス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、スイス、スペイン、アメリカ合衆国の13カ国であり、編者のグロップが、比較法的考察を加えている。全898頁。本書は、60番により、補完された。

60 **Gropp, Walter/Barbara Huber**(Hrsg.): *Rechtliche Initiativen gegen organisierte Kriminalität*. BMMPI Bd. S. 84, 2001.

本書は、1993年に公開された前著（59）の改定版と位置づけられる。その論文集が公開されたのと同じ年の9月22日「不法な薬物の取引及びその他の組織犯罪の発現形態の防止のための法律」の施行により、多くの立法措置がなされたため、前著の増刷は意味がなくなり、新たな著作を編集する必要が出たのであった。本書の執筆者の多くは、フライブルクのマックスプランク研究所のスタッフ、同研究所に滞在した外国の研究員であるが、関連する国の専門家の寄稿も多い（デンマーク、イタリア、オランダ、オーストリア、ポーランド、スイス、スペイン、トルコ、アメリカ）。この他、ドイツ、イングランド・ウェールズ、ヨーロッパ共同体、フランス、ドイツを加え、全部で8カ国に関する各国報告について、編者のグロップの比較法的考察がある。巻末の執筆者紹介を含め、全991頁。

61 **Groth, Reimer**: *Verdeckte Ermittlung und Gewinnabschöpfung. Eine verfassungsrechtliche Untersuchung zweier Maßnahmenkomplexe zur Bekämpfung der organisierten Kriminalität*. Juristische Schriftenreihe Bd. 64. Lit, 1996.

本書は、本来、刑事法の主題である「覆面捜査官の投入」と「利得の剝奪」に関して、刑事法の論点を紹介しつつ、憲法適合性（合憲性）を検討した論文であり、ハンブルク第2法学部に提出した学位論文であり、インゴ・フォン・ミュンヒ教授の指導を受け、刑事訴訟の問題点に関しては、フェーツァー教授の助言をも受けて作成された。序説に続き、第1部 刑事訴訟法における新たな規定、第1章 覆面捜査官の投入（刑訴110条a以下）、第2章 刑事訴訟法における観察と記録に関する技術的手段の投入に関する規定（刑訴100条c以下）、第2部 利得の剝奪に関する規定、第1章 拡大収奪（刑法73条d）、第2章 刑法43条aによる資産刑、に分説されている。この論文で、特に、資産刑の違憲性について強調されていたが、連邦憲法裁判所は、その2002年3月20日の判決で、資産刑は違憲であるという判断を下した。目次、詳細な文献、略字表の他、本文187頁。

62 **Hailbronner, Kay**(Hrsg.): *Zusammenarbeit der Polizei- und Justizverwaltungen in Europa. Die Situation nach Maastricht - Schengen und SIS*, 1996.

1995年9月21日、22日に、ヨーロッパ法アカデミーは、ヨーロッパにおける警察と司法の協力というテーマの会議を開いた。本書は、その議事録とも言うべき文書である。マーストリヒト、シェンゲンにおけるヨーロッパ連合の条約が締結され、国境のないヨーロッパでは、加盟国相互の連携はますますスムーズに進んで行くが、同時に、域内の治安の維持に当たる警察と司法の関係者には、これまで以上に困難な犯罪問題、特に、国際犯罪集団の脅威に効果的に対抗する任務を加えることになる。従って、各国の警察・司法の連携

が一層緊密に連絡を取り合い、相互的な協力の実を上げる必要がある。会議では、ヨーロッパ連合事務局の主要メンバーと共に、ドイツ、スペイン、イギリス、オランダからの専門家が各国の立場に立った報告をした（以上、第1部）。議論のまとめは、コンスタンツ大学のクロス助手が担当している（第2部）。第3部の付録には、関連する条約の条文、参加者リストがついている。全150頁。

63 Hamacher, Hans-Werner: Tatort Bundesrepublik Organisierte Kriminalität. Verlag Deutsche Polizeiliteratur, 1986.

ノルトライン・ウエストファーレン州の前警察局長であった著者の実務経験に基づく著作であり、「組織犯罪 行為地 連邦共和国」という書名の示すように、I 犯罪の組織 - 組織犯罪、II 極端な暴力 - 暴力行為の過激主義、III 自由市場経済 - 犯罪者に道を譲れ、IV 名誉に値する社会 - 自由社会にとっての危険、V 自由と安全：メタルの二面。巻末の簡単な文献表を含め、全239頁。

64 Haouache, Gerhard Gordon: Börsenaufsicht durch Strafrecht. Peter Lang, 1996.

経済犯罪とのからみで「インサイダー取引」の刑事法上、憲法上の諸問題を検討した、フランクフルト大学の学位論文であり、ナウケ教授の指導を受けた。不法な利得が「資金の洗浄」とかわるので、あえて採録した。序説に続き、第1章 研究の基礎、第2章 問題の提起、第3章 刑法とインサイダー取引、第4章 インサイダー取引と刑法、第5章 ドイツの憲法及び刑法とヨーロッパ共同体法との関係、最終的考察。巻末文献を含め全180頁。

65 Harder, Dirk: Geldwäschebekämpfung durch Finanzermittlungen. Verlag deutsche Polizeiliteratur, 1999.

犯罪捜査に当たる実務家のための教材のシリーズの一環として公刊されている。組織犯罪者の不法な利得を押さえる方法として、刑事法上の手段が講じられているが、法治国の原理により、所期の目的がなかなか果たせない。さらに有効な手立てとして、租税当局の協力を得て、「税務捜査」により「資金の洗浄」に対応することが考えられているが、本書は、ドイツの実務のやり方を概観するのに便利である。序説と学習の目標に続き、1 問題の説明、2 国際的規定、3 ドイツにおける新たな対策のための諸制度、4 捜査手続における利得の剝奪、5 手続から独立した租税捜査、6（担当者に対する）教育と研修、7 法的諸問題と解決の可能性、8 結論。巻末付録（資金洗浄法と用語の定義）を含め、全84頁。

66 Hassemer, Winfried/Karl Starzacher: Organisierte Kriminalität - geschützt vom Datenschutz? Forum Datenschutz Bd. 2. Nomos Verlagsgesellschaft, 1993.

ヘッセンでは、毎年、データ保護フォーラムを開催している。1992年は、「スタージ・書類（国家保安庁の文書）」をテーマとしたが、1993年には「組織犯罪」をテーマとした。編者は、ヘッセン州データ・オンブズマンのハッセマー（当時）とヘッセン州議会会議長のシュタルツァッハーである。ヘッセン州議会の大会議室で開催された会議には、研究者のみならず、政治家、各種の実務家が集まり、報告、ステートメント、討論に参加



した。それというのも、「組織犯罪対策」において、通信傍受、長期間の警察による観察、覆面捜査官等、市民のプライバシーとかかわる各種の捜査技法が、「データ保護」と接点を持つからである。「組織犯罪は、データ保護によって保護されるか」という書名は、この困難な問題について、いろいろな側面からの検討を浮き彫りにしている。連邦検事のショーライト、グリム教授（連邦憲法裁判所裁判官）の報告に続いて、キューネ（トゥリエー大学）、ウェルプ（ミュンスター大学）、シェーファー（フランクフルト高検検事）、シミティス教授（前ヘッセン州データ保護オンブズマン）による討議、さらに、16人の発言が記録されている。ハッセマー教授の縮めの言葉を含め、94頁。

67 Hess, Henner: *MAFIA Zentrale Herrschaft und lokale Gegenmacht*. 1. Aufl., 1970; 2. Aufl., 1986. *Heidelberger Sociologica* Bd. 8, J. C. B. Mohr, 1986.

ドイツでは、長い間、「組織犯罪」という概念に相当する社会現象はなかった。文献的には、アメリカの「マフィア」に触れていたものがあつたが、本格的に「マフィア」を扱ったのは、社会学者のヘスの手になる本書の初版（1970年）が最初であると思われる。本書のIとIIで「マフィア」の語源について詳しい言及があり、III シチリアの社会構造の特徴。マフィオーゾという類型の成立、IV マフィオーゾ、V マフィアグループの構造、VI マフィアの行動の機能、VII マフィオーゾとギャング、VIII 結論に分けて詳しい説明がある。巻末付録として、詳細なイタリア語の文献の引用があり、人名・事項索引及びシチリア島の地図に多数の村落名が示されている。全230頁。

68 Holleck, Nils Torsten: *Eingriffsbefugnisse des Staates in das Wohnungsgrundrecht zur Bekämpfung der Organisierten Kriminalität. Ein Vergleich der deutschen und schwedischen Rechtslage als Verdeutlichung des Erfordernisses einheitlicher Regelungen auf EU-Ebene*, 2003.

本書は、2001年冬学期に、キール大学のライナー・ホフマン教授の指導で書かれ、受理された学位論文である。著者は、スウェーデンのルント大学に短期留学し、同国の法制度について、比較法制的な調査をした。本書は、第1部 序説、第2部 組織犯罪対策のための住居の不可侵性という基本権への介入権限に関するドイツとスウェーデンの法的根拠の比較論、第3部 ヨーロッパ連合の有効な介入権限が作られることは可能か、それは住居の保護という基本権に関していかなる内容をもち得るかに分けて論じている。第2部で、ドイツとスウェーデンの法制度について、細部にわたり比較考察をしている。典型的な学位論文である。全173頁。

69 Hombrecher, Lars: *Geldwäsche (§ 261 StGB) durch Strafverteidiger? - Eine Untersuchung zur Anwendung des § 261 StGB auf das Honorar des Strafverteidigers*, 2001.

資金の洗浄に関する争点の中でも、弁護士が被疑者・被告人から受領した“弁護士報酬”が“資金の洗浄を禁止する刑法上の規定に触れるのではないか”という問題がある。本論文は、このテーマに真っ向から挑んでいる。第1部 資金洗浄の領域における立法上の動き、第2部 刑法第161条の構成要件と弁護士への適用に分かれ、第2部が詳しい。この部分は、A 刑法第261条第2項第1号の構成要件と無限定解釈の場合の刑事弁護士に

対する重要性、B 同条項を刑事弁護士に無限定に適用した際の基本権の侵害、C 刑事弁護士の報酬に関連する同条項の限定、D 刑法第261条行為態様に関する“報酬特権”の意義、E 結語に分説されている。多くの論者の意見を詳細に検討した地道な研究である。2001年の冬学期に、キール大学のワーグナー教授に提出した学位論文。全183頁。

70 Hoppe, Corinne: Vorfelddermittlungen im Spannungsverhältnis von Rechtsstaat und der Bekämpfung Organisierter Kriminalität, 1999.

組織犯罪対策法により、従来の手法と比べて、効果的な犯罪予防のための技術的手段の投入が可能になったが、それは同時に、新たな憲法上の疑義を生ぜしめることとなった。本書の書名が示すように、「法治国と組織犯罪対策の緊張関係」である。従来の対応とは異なり、組織犯罪の被害を受ける危険を事前に回避するという至上命令に従い、事前の段階で捜査が行われるが、その際に、近代的な情報技術を駆使して効果的な対処がなされる。

本書は、序説に続き、第1部 事前の段階での捜査と危険の回避、A 犯罪行為の“予防的対策”と“事前の段階での捜査 (Vorfelddermittlungen)”の概念の説明、B 犯罪行為の予防的対策に関する連邦及び諸州の統一警察法模範草案改正のための予備草案において規定された措置の説明、C 事前段階の捜査の措置の介入的性格、D 警察の任務の変化 - 警察の概念と任務の発展の動き、第2部 事前段階の捜査の法的性質とこの分野に関する権限への効果、A 予防又は阻止のための事前段階の捜査の編入をめぐる討議、B 事前段階での捜査の分野に関する立法管轄への成果と効果、C 余論：組織犯罪の分野における事前捜査に関する憲法擁護官署の管轄、第3部 事前段階の捜査の許容性の限界、A 手続的疑念：事前の段階における捜査手続に関する合憲性の検討、B 警察法規における事前段階での捜査権限の規制の許容性の限界、C 補償の可能性、D 事前段階の捜査の許容性の絶対的限界に分けて詳細に記述されている。1998年夏学期に、ハンブルク大学第1法学部に提出された学位論文であり、インゴ・フォン・ミュンヒ教授とフェーツァー教授が指導した。巻末の文献を含め、全235頁。

71 Hoyer, Petra/Joachim Klose: Regelungen zur Bekämpfung der Geldwäsche und ihre Anwendung in der Praxis. Geldwäschegesetz, Gesetz zur Verbesserung der Bekämpfung der Organisierten Kriminalität, internationale Regelungen. 2. Aufl., Erich Schmidt Verlag, 1998.

本書の初版は、1994年に、ドイツ連邦内務省のディーター・カール参事官によって公刊され、1995年に死去した同氏の遺志を継いで、同省のホイヤー局長とザール州の租税局長クローゼ氏の手で、改訂増補された。ここでは、1998年5月9日の「組織犯罪対策の改善のための法律」に関して、その立法の沿革と適用上の解説に触れられている。本書には、ドイツ国内法はもとより、欧米の主要国の状況、国際条約・規約に関する網羅的な紹介と解説があり、国際的な組織犯罪の現状把握と効果的な対策に関するエンサイクロペディアとも言うべき著作である。本書の構成は、第1部 国際的枠組、A ドイツとその他の諸国における組織犯罪、B 資金の洗浄の性質と技術、C 資金洗浄防止のための国際的措置、D ヨーロッパ警察機構 (ユーロポール)、E ヨーロッパ連合の資金洗浄基準、第2部 若干の先進工業国における措置、A アメリカ合衆国、B フランス、C ルクセンブルク、

D スイス、E リヒテンシュタイン、F オーストリア、第3部 ドイツにおける措置、A 組織犯罪の違法な麻薬取引及びその他の発現形式の防止のための法律、B 資金洗浄法、C 犯罪対策法、D 銀行及び有価証券監視法の規定の調整のためのヨーロッパ連合基準を国内法に替えるための付随法、E テレコミュニケーション法付随法、F 組織犯罪対策の改善のための法律、G 刑事手続法の一部改正法案、H 犯罪行為からの財産的利益の収奪の改善に関する法律案、I その他の措置、第4部 資金洗浄防止のための法規、A 資金洗浄法、B “資金洗浄” 刑罰構成要件：違法に獲得された財産的価値の隠蔽 - 刑法261条 -、C 資金洗浄対策のためのその他の規定、D 余論：ユーロ導入に関連する資金洗浄対策に係る危険とチャンスである。このうち、ホイヤー局長は第1部 A - D、第3部、第4部、クローゼ租税局長は、第1部Eと第2部を担当した。欧米の主要国における組織犯罪とその対策に関心をもつ者に取って必見の文献である。巻末の詳細な付録（A 国内法規、B 国際的規定、C 外国の法規規定、D 図）、文献、事項索引を含め、全608頁。

72 Kaufmann, Michael: Die Bedeutung der Einbeziehung von Bankmitgliedern in die strafrechtliche Bekämpfung der Geldwäsche, 2001; 2. Aufl., 2003.

1992年の組織犯罪対策法で導入された資金洗浄罪は、その施行後、1993年の資金洗浄法（Geldwäschegesetz）、1998年の資金洗浄対策の改善のための法律や信用制度法（Kreditwesengesetz）等によって、再三にわたり、改正された。それらの動きに加えて、第2版が公刊されたのは、金融関係、特に銀行員の注意義務が重要な役割を演ずるからである。

本書は、序章に続き、第1部 組織犯罪と資金の洗浄対策の問題性、第1章 現代の犯罪対策の目標としての組織犯罪と資金の洗浄、第2章 資金洗浄の嫌疑、第2部 犯罪防止策への銀行と銀行員の加入、第3章 刑事訴追の枠組みでの銀行と銀行員の義務及び銀行の秘密に基づくその限界、第4章 銀行員による嫌疑の告発と捜査による刑事手続きの帰責、第3部 犯罪防止策への銀行と銀行員の加入の帰結、第5章 資金の洗浄を理由とする自身の捜査に関する銀行員の権利と義務、第6章 銀行員に対する資金洗浄の嫌疑、結論に分けて論じられ、特に、第1章が詳細である。巻末文献を含め291頁。

73 Kawamura, Gabriele: Yakuza. Gesellschaftliche Bedingungen organisierter Kriminalität in Japan. Hamburger Studien zur Kriminologie Bd. 19. Centaurus, 1994.

著者は、ケルン大学でソーシャルワークを学び、被釈放者保護の分野で実務経験を積み、ハンブルク大学第2法学部の犯罪学研究コースで「犯罪学士」を取得し、ボンにある被釈放者保護協会に勤務している。日本の研究者と出会い、日本社会で「ヤクザ」に関して文献的研究と若干のフィールドワークを実施した経験に基づいて書いた著作であると思われる。「犯罪学ハンブルク叢書」の第19巻であり、セバスチアン・シェーラー教授とクラウス・ゼッサー教授が指導した。序文に続き、1 組織犯罪 [ヤクザの歴史を含む]、2 社会制度への構造的な類推 [日本のヤクザの分類、疑似家族関係等の説明を含む]、3 ヤクザと日本社会、4 用語集、5 文献。全153頁。

74 Kerner, Hans-Jürgen: Professionelles und organisiertes Verbrechen - Versuch einer Bestandsaufnahme und Bericht über neuere Entwicklungstendenzen in

der Bundesrepublik Deutschland und in den Niederlanden -. BKA-Schriftenreihe Bd. 40, 1973.

ドイツで、本格的に、職業的犯罪者としての組織犯罪を研究した初期の著作であり、著者を一躍有名にし、今日の地位へと上昇するきっかけとなった作品である。第1部 序説、第2部 いわゆる職業的犯罪者の伝統的な現象形態と今日の状況に対するその意義、第3部 現代の職業的犯罪者のシステム、範囲、特別な活動、第4部 職業的犯罪への移行過程としての経済犯罪、第5部 国家の犯罪訴追機構の現状：改善の可能性、第6部 結論と展望、第7部 文献 (17頁)。巻末の事項索引と併せて、全330頁。興味あることに、ヘスのマフィアの研究 (67番) が文献として挙げられていない。この著作は、筆者がテュービンゲン大学の犯罪学研究所の副手として勤務していた頃に書かれたものである。かなり、充実した図書館があったはずなので、見落としとは思われない。アメリカ、ドイツ、オランダを中心とする研究であるが、ヨーロッパ社会へのマフィアの影響であるとか、経済犯罪と組織犯罪との関係など、現代の組織犯罪問題を予想した内容の非凡な著作物である。

75 Kilchling, Michael/Günther Kaiser (Hrsg.), Möglichkeiten der Gewinnabschöpfung zur Bekämpfung der Organisierten Kriminalität. Kriminologische Forschungsberichte Bd. 61. MPI f. ausl. u. internationales Strafrecht, 1997.

国際的な組織犯罪による麻薬犯罪、その他の違法な犯罪の収益が、「洗浄され」、更なる犯罪へと投入されている現状に対して、各国ともに国内法を整備し、「資金の剥奪」のための効果的な立法が試みられている。ドイツでは、「収益の収奪 (Verfall)」の規定を改正し、国際的な連帯の義務を履行しているが、その効果の程は定かではない。連邦内務省の資金援助により、フライブルクのマックス・プランク国際・外国刑法研究所のプロジェクト・チームが行った共同研究の成果である。A 序文、B 国別報告 1. ドイツ、2. スイス、3. オーストリア、4. フランス、5. ベルギー、6. オランダ、7. イングランド・ウェールズ、8. イタリア、9. ハンガリー、10. アメリカ合衆国、C ミヒアエル・キルヒリンク・比較法的観点、D 筆者紹介からなり、全643頁。

76 Kilchling, Michael: Die Praxis der Gewinnabschöpfung in Europa. Eine vergleichende Evaluationsstudie zur Gewinnabschöpfung in Fällen von Geldwäsche und anderen Formen Organisierte Kriminalität. Kriminologische Forschungsberichte Bd. 99, 2002.

資金洗浄対策は、2001年9月11日のニュー・ヨークの世界貿易センタービルの崩壊事件を転機に、国際組織犯罪に加えて、国際テロ犯罪との対決という新たな局面を迎えるに至った。フライブルクのマックス・プランク研究所のキルヒリンク研究員は、ヨーロッパにおける主要国の法と対策の現状について、多くの専門家の協力を得て、比較法と実証研究の方法を駆使し、不法に獲得した利得の剥奪の実務に関する共同研究を実施し、成果を公表した。編者の序論とドイツに関する報告に続き、オーストリア、フランス、イタリア、オランダ、イングランド・ウェールズ、スイス、ハンガリーの計8カ国の状況を集大成し、それらを分析したまとめの言葉で締めくくっている。巻末の執筆者紹介と併せて、全453頁。多くの国の専門家の協力を得てまとめられた本書により、「利得の剥奪」に関する最

新情報に接することが可能になった。

77 Klippl, Irene: Geldwäscherei. Verlag Orac, 1994.

著者がウィーン大学のヘルムート・フックス教授の助手として勤めていたおり、同教授の指導を受け、学位を取得した論文である。オーストリアでは、組織犯罪者が違法に取得した金銭を「剝奪」する手段としては、「銀行法 (Bankwesengesetz)」と刑法上の処罰規定によるのであるが、本書は、関連する条文の詳しい注釈を内容としている。90年代の初めの時期に書かれた文献だが、内容的に、詳細であり、手堅い解釈論を展開している。

本書は、第1部 資金洗浄に関する一般論、I 序説、II 国際規約、III 銀行と資金の洗浄、IV 私的な法律職と資金の洗浄、第2部 資金洗浄を刑法上捕捉することに関する一般論、I 資金洗浄に対する刑罰法規の必要性、II 保護法益、III 資金洗浄を刑法上捕捉する可能性、IV ヨーロッパにおける資金洗浄規制、第3部 オーストリア刑法の資金洗浄規定、I 資金洗浄規定の導入前の法的状態と発展、II 第165条 - 資金の洗浄、III 278条 a - 犯罪組織と関連する資金の洗浄 - 特殊性、総括と結論、付録。巻末の文献と事項索引を含め、全234頁。

78 Knorz, Joachim: Der Unrechtsgehalt des § 261 StGB. Peter Lang, 1996.

1992年7月15日の「組織犯罪対策法」により、刑法典に導入された刑法261条 (資金洗浄罪) を巡る解釈論であり、トゥリエー大学のチャック教授の指導を受け、提出した学位論文であり、解釈論の正道をゆく手堅い著作である。序説に続き、第1部 刑事政策的出発点、A 資金の洗浄、B 組織犯罪、C 資金の洗浄と組織犯罪: “現代の資金洗浄”、第2部 資金洗浄の構成要件の批判的研究、D 刑法261条の存在について、E 261条の構想、F 261条の実質的不法内容、第3部 261条の機能、G 資金洗浄の核心部分としての261条5項、H 261条の任務、最終的考察に分説している。巻末の詳細な文献 (22頁) を含め、全252頁。

79 Koch, Egmont R.: Grenzenlose Geschäfte. Organisierte Wirtschaftskriminalität in Europa, 1988.

生物化学や生物学を専攻し、ジャーナリストとして活躍している著者には、汚染物質や国際的な武器の密輸等に関するドキュメンタリー風の著作があり、雑誌シュテルンへの寄稿など幅広い活躍をしている。被疑者の写真、起訴状、判決、各種の文書を収録している本書は、前書きに続き、ヨーロッパ・ベテン師、闇の免税店、ボタンとカラー、ハイテクと高性能爆薬、結語。組織犯罪について、学問的に研究しようとする者よりも、物事をジャーナリストティックに扱うことを好む向きには、格好な話題を提供する。全294頁。

80 Könncke, Jan: Die Strafbarkeit Verdeckter Ermittler im Hinblick auf ein-satzbedingte Straftaten. Eine Untersuchung zur Zulässigkeit staatlich initiiertes Delinquenz, 2001.

本書は、2000年夏学期に、ライプツヒヒ大学で受理された学位論文であり、同大学のゼーボーデ教授の指導で書かれた。覆面捜査官の投入による組織犯罪の解明の必要性は、捜査の有効性と住居の不可侵権の衝突という深刻な問題をはらんでおり、学説上の対立が大きい。本論文は、このテーマを扱った同種の著作の中でも、比較的最近のものであり、判

例・学説に関して最近の動向までカバーしているので、比較法制的に参考になる。本書は、大別して 3 部に分かれる。介入の条件にある犯罪行為を考慮した覆面捜査官の可罰性という序に続いて、第 1 部 基礎において、法的根拠、覆面捜査官、投入条件である犯罪行為の説明があり、第 2 部 現行法上の投入条件にかなった覆面捜査官の可罰性の項目では、特別規定を中心にして、構成要件該当性、違法性、有責性等について分析し、第 3 部 立法上の関連規定について詳しく検討をしている。巻末の文献 (41頁) と併せ、全 521 頁。

81 Körner, Harald Hans/Eberhard Dach: Geldwäsche. Ein Leitfaden zum geltenden Recht. Verlag C. H. Beck, 1994.

フランクフルト高検のケルナー検事とダッハ弁護士による刑法 261 条に関する実務的な手引書である。冒頭に 3 事例を掲げ、第 1 部 刑法 261 条の資金洗浄の構成要件入門、第 2 部 資金洗浄法 11 条による資金洗浄の嫌疑の告訴の要件と手続並びに同法 12 条による管轄訴追官署での申告手続の叙述を含む勾留排除に関する入門 (以上、ケルナー検事執筆)、第 3 部 資金洗浄法と金融機関に関する義務 (ダッハ弁護士担当) を本文とし、6 編の付録が付く。第 1 部、第 2 部の各事項に関する説明は、詳細であり、しかも簡にして要を得ている。第 3 部の項目を例示し、本書の特徴を示す。A 資金洗浄法による義務、I 同一性確認及び記録保管義務、II 経済的権限を持つ者の確認義務、III 記録義務の範囲、IV 保管義務とその期間、V 嫌疑の告訴提起の義務、VI 防御措置を講ずる義務 - 内部的な安全措置、VII 外国の支店及び外国における関連企業における資金洗浄法の義務、B その他の義務負担者: 営業管理者その他のマネージャー機能を持つ者、C 資金洗浄法の執行につき管轄を有する官署、D 資金洗浄法 17 条による秩序違反行為と犯人、E 金融制度法の改正 - 公認会計士に関する新たな任務、F 展望と改正の意図。巻末の付録を含め、全 183 頁。本書は、類書の中で、最初に公開された実務書である。

82 Kottke, Klaus: Schwarzgeld - was tun? Entstehung, Unterbringung, Aufdeckung, Legalisierung von un versteuerten Geldern. 6. Aufl., Rudolf Haufe Verlag, 1995.

租税をテーマとする本書は、1989 年に初版が出て、6 年間に、6 版を重ねた。税関連の文献としては、異例なベストセラーであるが、脱税と節税の狭間の具体的な描写が、酷税に悩まされている読者の心をつかんでいるのかもしれない。もちろん、内容は学問的批判に耐えうるものである。第 I 部 序説、第 II 部 黒い金の発生、第 III 部 黒い金の利用、第 IV 部 黒い金の使用、第 V 部 黒い金作りのための前提としての脱税、第 VI 部 黒い金の合法化、第 VII 部 資金洗浄法の法文。巻末の事項索引を含め、全 478 頁。

83 Krauß, Katharina: V-Leute im Strafprozeß und die Europäische Menschenrechtskonvention. BM=MPI Bd. S 77, MPI 1999.

本書は、1996 年冬学期に、フライブルク大学で認められた学位論文であり、ペロン教授の指導を受けた。本書は、5 章からなる。その構成と主要なテーマを示すと、序章、第 1 章 ドイツにおける法状態を用いてこの問題性への導入を図る、第 2 章 連邦憲法裁判所の判例、第 3 章 ヨーロッパ人権規約後の法状態への導入、第 4 章 通報者の知識を刑事手続に導入することへの人権規約の要請、第 5 章 人権規約後の法状態のドイツ法への作用、まとめと展望である。ドイツの法規、関連判例、ヨーロッパ人権規約の関連条項の解

積、域内の加盟国の法規や法制度への拘束力など、ヨーロッパの統合がもたらす重要な法的問題が手際よく説明されている。巻末文献とヨーロッパ人権裁判所判例一覧を含め、全205頁。

84 Krevert, Peter: Schutzgelderpressung - das große Geschäft mit der Angst. OKD Bd. 5. Schmidt-Römhild, 1997.

ミュンスター大学哲学学部（日本の文学部に相当）を卒業し、政治学研究所助手、同大学の「ドイツ・ヨーロッパ刑事政策研究室」に勤務し、1994年同研究所の兼任講師となる。1995年、スタインフルトに出来た「犯罪予防ヨーロッパ・センター」の事務局長になった。1 序説、2 国際組織犯罪・ヨーロッパ組織犯罪の伝統的な基本犯罪としての用心棒料の強要、3 犯行地ドイツ：最近20年間に進行している用心棒料の強要に関する犯罪、4 2000年のシナリオ、5 レジューメ。巻末文献を含め、全176頁。「用心棒」という訳語は、日本のヤクザ社会で用いられている言葉の色彩がある。ここでは、あらゆる口実を設けて、身辺を保護するという名目で金員を強要・恐喝する行為態様をいい、欧米の犯行態様のみならず、東欧諸国での状況をも記述している。最近の形態として、コンピュータ犯罪関連の犯行にも言及している。

85 Krings, Kersten: Die strafrechtlichen Bandennormen unter Berücksichtigung des Phänomens der Organisierten Kriminalität, 2000.

「集団 (Banden)」という概念は「組織犯罪対策」が問題となる以前から存在した概念が、特に、組織犯罪対策法により、この現象に注目が集まることになった。本書は、刑法上の「集団に関する規範」を改めて問い直した論文であり、ハイデルベルク大学のヒレンキャンプ教授の指導を受け、同教授に提出した学位論文である。比較的長い序文では、集団犯罪を概観し、争点を明示し、関連する先行研究等に触れている。その主要部分は「集団犯罪の規定の個別的構成要件要素」と題され、第1章 継続的犯行との結合、第2章 必要な人数、A この点に関する諸説、B 集団概念の解釈、C 結論：必要な最低数、第3章 正犯と共犯、A 集団構成員の正犯と共犯、B 非集団構成員の正犯と共犯に続き、本研究の総括的な結論、付録として、刑法上の集団犯罪を表示している。付録と併せて全216頁。

86 Krey, Volker u.a.: Rechtsprobleme des strafprozessualen Einsatzes Verdeckter Ermittler einschließlich des “Lauschangriffs” zu seiner Sicherung und als Instrument der Verbrechensaufklärung. BKA-Forschungsreihe Sonderband, 1993.

ドイツでは、組織犯罪に対する効果的な捜査方法として、訴追関係の実務家の間では、覆面捜査官の投入と屋内での会話を傍受する通信機械的技術の導入を巡り、積極的な意見がある一方、基本法の保障する「住居の不可侵権」の侵害であり、違憲であるとする反論も有力であった。特に後者は“Großer Lauschangriff”の導入を巡る激しい論争を巻き起こし、ドイツ国会でも賛否両論が戦わされた。だが、ついに、1998年3月26日の基本法改正法律とそれを受けた同年5月4日の組織犯罪対策の改善に関する法律により、立法的解決を見た。なお、刑事訴訟法第100条cは、2002年8月22日の第34次刑法一部改正法律により修正された。本書は、BKA との共同研究の成果であり、同庁の研究叢書の特別号

として公刊され、後の立法作業に影響を与えた。トゥリエー大学のクライ教授の研究室のスタッフをあけて行った共同研究の成果でもある。序説として、第1 問題提起、I 覆面捜査官の概念、II 覆面捜査官の投入の不可欠性、III 内部通報者の投入及び技術手段の使用による覆面捜査官を手段とする犯罪対策の補充の必要性、IV 欠陥の多い部分的規制としての1992年の組織犯罪対策法における覆面捜査官投入の法規制、V 覆面捜査官投入に際して、州の警察法を援用する問題性 - 予防警察的危険回避としての“予防的犯罪対策”の理解 - “警察を解放すること”の合法化か、VI 覆面捜査官の投入及びそれを確実にし若しくは補強するための技術的方法の使用の憲法問題、VII 覆面捜査官投入に関し、投入の条件となる犯罪行為の問題性、第2 本研究の対象と重点、第3 問題の複雑性と破壊性 - 多数の関連領域を分野を超えて考慮する必要性 (刑事手続法、実体刑法、警察法、データ保護と共に憲法等)。巻末の事項索引と文献と併せて、全331頁。

87 von Lampe, Klaus: Organized Crime. Begriff und Theorie organisierter Kriminalität in den USA. Frankfurter kriminalwissenschaftliche Studien Bd. 67. Peter Lang, 1999.

今日的な意味での「組織犯罪」は、長い間、ドイツにはなかった (ドイツでの本格的な研究は、74番のケルナーの労作であるか、それに先立ち、ドイツ系アメリカ人の社会学者のヘス (67番の初版) があった)。本書は、アメリカにおける「組織犯罪」研究を志し、フランクフルト大学のアルブレヒト教授の指導とニュージャージー州のラトガー大学刑事司法コースでの研究生生活で得た成果に基づいて書かれた学位論文である。A 序説: 本研究の対象、目標、構造、B 「組織犯罪」という概念: 歴史的関連、C アメリカにおける「組織犯罪」の研究: 歴史的・体系的概観、D 「組織犯罪」: 理論と経験的事実、E アメリカにおける「組織犯罪」: モデル構築の可能性、結論。巻末の詳細な文献 (36頁)、人名・事項索引 (9 頁) を含め、全391頁。いかにもドイツの若い研究者の手になった著作と言える。

88 Landesgruppe Österreich der internationalen Strafrechtsgesellschaft (AIDP): Strafrecht und Organisierte Kriminalität. Grundsatzfragen und Lösungsansätze. Veranstaltung am 30. und 31. Mai 1996 in Wien, 1996.

本書は、国際刑法学会の準備会 (オーストリア・グループ) の記録であり、3部からなる。第1部は、ウィーン大学のマンフレット・ブルクスターラー教授の司会で行われた、ハノーヴァーにあるニーダーザクセン犯罪学研究所長で、同大学の教授でもあるクリスティアン・プファイファーの講演「刑法と組織犯罪」、それに続く討論であり、第2部は、翌日に続行された討論の模様を記録している。また、第3部として、組織犯罪対策に関する通信傍受等についての連邦法律案を記録したオーストリア連邦議会の速記録と国際刑法学会の暫定プログラムの英文の独訳がついている。プファイファー論文では、組織犯罪の問題を、その現実面とそれに対する対策面に分け、国際的な比較をも視野に入れ、特に、イタリアとアメリカの実務に触れた報告である。あまり深みはなく、問題提起の役以上のものではない。政治と組織犯罪とのからみに関して、我が国の中曽根政権から竹下内閣への移行期にやくざが介入した事実に触れている。付録を含め、全151頁。



89 **Landesgruppe Österreich der Internationalen Strafrechtsgesellschaft (AIDP), Vorbereitung des XVI. INTERNATIONALEN STRAFRECHTSKONGRESSES BUDAPEST, 5. bis 11. September 1999. Die organisierte Kriminalität als Prüfstein des Strafrechtssystems. BM f. Justiz, 1999.**

1999年9月5日-11日、ブタペストで開催された国際刑法学会の準備会のために作成された「国際刑法学会オーストリア部会」のナショナル・ペーパーである。「刑法システムの試金石としての組織犯罪」と題する本書は、第I分科会 通則：刑法上の-個別的な-責任と制裁の賦課、第II分科会 各則：組織犯罪の特殊な刑罰構成要件、第III分科会 刑事手続：組織犯罪の分野における証拠法、第IV分科会 国際刑法：国際協力と司法共助に分かれ、第I分科会に、オーストリア（ファブリチー検事）・ドイツ（オッター教授、クーベ教授・イエーレ犯罪学センター所長）、スイス（フォルスター・ザンクト・ガレン大学私講師）及び総括報告（ワイグント教授）、第2分科会には、オーストリア（マイヤー・ホーファー検事総長）、ドイツ（リリエ教授）、第3分科会には、オーストリア（ミクラウ司法省参事官）、ドイツ（シュレーダー教授）、第4分科会には、オーストリア（カートライン司法省参事官）が、それぞれのナショナル・ペーパーを寄せている。全434頁。

90 **Lang, Volker/Schwarz, Anne/Kipp, Rudolf, Regelungen zur Bekämpfung der Geldwäsche. 2. Aufl., Deutscher Sparkassen Verlag, 1999(S. 963); 3. überarbeitete und aktualisierte Aufl., 1999.**

本書は、3部と付録からなる。A 麻薬犯罪、組織犯罪、資金の洗浄による国際的脅威-方法、技術、現況、B 刑法261条の資金洗浄の構成要件、C 資金洗浄法、付録これらの法規に関連する各種の行政法規、基準等が140頁ほどついている。全976頁。

91 **Langer, Oliver: Vermögensstrafe (§ 43a StGB). Die neue Rechtsfolgen zur Bekämpfung organisierter Kriminalität unter Berücksichtigung des erweiterten Verfalls (§ 73d StGB). Culliver Verlag, 1997.**

1997年に、ゲッティンゲン大学に提出した学位論文である。審査に当たったのは、シュライバー教授とロース教授であった。本書は、4部に分かれる。第1部は、資産刑と拡大収奪への道、第2部 資産刑（刑法第43条 a）、第3部 余論：組織犯罪における利得の剥奪のための付随措置としての拡大収奪（刑法第73条 d）、第4部 資産刑と拡大収奪に関する最終的考察及び追録である。特に、第2部で中心的な考察が加えられている。第1部では、組織犯罪対策法（OrgKG）の内容、組織犯罪論、ドイツにおける組織犯罪、1990年11月8日のシュトラスブール条約、若干の比較法制、OrgKG 施行以前の利得剥奪の可能性の各項目を概観している。第2部では、資産刑の関連条文を刑法と麻薬 [取締] 法について検討し、この新たな法的効果に対する批判に反論する。主要な論点は、1 資産刑と責任原則、2 資産刑と所有権の保障（基本法14条）、資産刑と法定性の要請（基本法103条2項）におかれ、詳細な議論を展開している。第3部では、拡大収奪に関する種々の論点、特に、この新設規定に関する批判に答えている。筆者は、組織犯罪による麻薬・銃器・人身売買等の社会的侵害性を強調し、前提犯罪の罪種を限定し、規定の解釈を厳格にする必要性を認めつつ、なおこれらの条項の合憲性と必要性を強調し、本論文を提

出した前後 (1994年秋) の連邦通常裁判所の合憲判決を自説のより所としている (特に、追録参照)。だが、周知のように、連邦憲法裁判所は、2002年3月20日の判決で、刑法43条 a は、基本法103条 2 項にいう「法の明確性の要請」に反し、違憲であるとの判断を下した。従って、本論文は、立法史的な価値をもつに過ぎなくなった。巻末文献を含め、全202頁。

92 **Leip, Carsten:** Der Straftatbestand der Geldwäsche. Zur Auslegung des § 261 StGB. Strafrecht der Wirtschaft Bd. 2. Nomos, 1995; 2., aktualisierte Aufl., 1999.

本書は、グライフスワルト大学のイェックス教授の指導をうけ、提出した学位論文であり、同教授の編集する双書「経済刑法」の第2巻として公刊された。刑法261条に関する手堅い解釈論であり、初版は、比較的早く出版され、1999年にその後の動きを踏まえて、増補版として出版された。本研究の目標と経緯に続いて、第1部 背景と国際的動向において第1章 資金洗浄の現象、第2章 従来の刑法の非効率、第3章 国際動向を論じ、第2部 刑法261条の構成要件において、第1章 立法手続と文言、第2章 保護法益、第3章 刑法261条の行為客体、第4章 刑法261条の行為、第5章 刑法261条の内的な行為の側面を論じた後、最終的な考察でまとめとしている。巻末の文献、資料、事項索引を含め、全178頁。

93 **Lemmel, Holger:** Kosovo-Albaner in Deutschland. Eine Bedrohung für die innere Sicherheit. OKD Bd. 6. Schmidt-Römhild, 1997

警察官の経歴を重ね、1989年に警視、1994年、捜査グループ941の責任者となる。本書は、バルカン半島諸国における組織犯罪の実態を解明し、その出身者によるドイツ国内での犯行に迫るものである。序文に続き、コソヴォ - 土地・人々・歴史を説明し、アルバニアでの犯罪状況を詳述している。そして、亡命・不法入国、ドイツのマスコミ論調、コソヴォ・アルバニア人と外国人法、これらの人々のドイツ、特に、ハンブルクでの問題性を指摘し、捜査グループ941の活動を紹介し、「コソヴォ・アルバニア系侵入盗」の手口、犯人から見た住居侵入窃盗を解明している。レジユメの後に、犯罪状況・予測・2000年のシナリオが続き、年表を併せて、全176頁。

94 **Liedke, Michael:** Die Vermögensstrafe gemäß § 43a StGB in ihrer kriminalpolitischen Bedeutung. Schriften zum Strafrecht und Strafprozeßrecht. Bd. 38. Peter Lang, 1999.

1998年冬学期に、ゲッティンゲン大学のマイワルト教授に提出した学位論文である。「資産刑」は、連邦憲法裁判所により違憲であるとの判断を下されたので、現在では、立法史的意義しかない論文であるが、「資産刑」を巡る捜査機関 (警察と検察・裁判) 相互の意見の相違を知るうえで参考となる。序説に続き、第1部 規制内容、A 実質的整理、B 刑法43条 a の規制内容、C 支払いの容易化、D 代替自由刑、E 競合、F 物的仮差押えと資産の差押え、G 執行、H 資産刑と他の犯人の収入、財産又は所有権に及ぶ、自由刑と並び適用可能な規定との関係を論じ、第2部 主要な批判点で、A 資産刑と基本法14条との適合性、B 資産刑と責任原理 (罪刑法定主義) との適合性、C 資産刑と無罪の推定及び嫌疑刑の禁止との適合性、D 資産刑と証言の自由との適合性、E 資産刑と明

確性の原則との適合性、F 資産刑と遡及禁止（基本法103条2項、刑法1条、2条）との適合性、G 資産刑と二重処罰禁止の適合性、H 資産刑と比例性の原則との適合性、I 資産刑による特権の付与、J 有効な利得の剝奪か、K 歴史的な疑念に分説した後、第3部 資産刑の予防的効用において、A 一般予防、B 特別予防を論じて、結語、総括に至る。巻末の文献と併せて、全174頁。

95 Lücking, Erika: Die strafprozessuale Überwachung des Fernmeldeverkehrs. Eine rechtsvergleichende Untersuchung. BM MPI Bd. S 34, 1992.

本書は、1991年冬学期に、フライブルク大学から授与された学位論文であり、ユルゲン・マイヤー教授の指導を受けた。マックス・プランク研究所の比較法的研究の手法に従い、関連するヨーロッパ5カ国（ドイツ、オーストリア、スイス、イギリス、フランス）の“刑事手続上の通信傍受”に関する法状態を説明し、比較法的横断面を描き、法制策的考察を加えている。第1部 ヨーロッパの5カ国の法状態の叙述、第2部 比較法的横断面、I 基礎、II 実体的要件、III 形式的要件、IV 同意の特殊性、V 上訴と法的救済、VI 認識の利用、VII 経験的材料、第3部 法治国的観点を考慮した法政策的帰結という3部構成である。巻末の文献を含め、全222頁。

96 Lüderssen, Klaus(Hrsg.): V-Leute. Die Falle im Rechtsstaat. suhrkamp, 1985.

本書の副題にあるように「内部通報者（V-Leute）」を「法治国の罟」と捉えるか、組織犯罪の跳梁に対して、効果的に対抗し、市民の安全を守ることの方が現代の法治国家にとって望ましいかについては、争いがある。本書を編集した当時は、編者はどちらかというところ“体制批判的”な発言をしていた。編者の序言に続き、自身の「反世俗主義か、偏屈か、それとも事柄の成り行きか」という論文が再録され、A 倫理と政治のジレンマ、I 若干の驚くほど冒険的な事例、II 捜査の緊急状態の布告 - 全てを犠牲にしても“有効性”が求められるのかという項目になる。ギーセン大学のクロイツアーの2論文とバーデン・ヴェルテンベルク州の警察庁長官シュエンマーとフランクフルト大学のハッセマー教授の論文がある。B 組織による転回か脚色かでは、ヘッセン州の検察官と同州の司法省参事官の論文が掲載されている。C 法の中道では、I 基礎にブレーメン大学プロイス教授の「刑事手続における司法の真実と警察の真実」、バンベルク高検のガイサー検事長の「検察の起訴独占と捜査手続における事実解明手段及び刑事手続における証拠手段としての保証人」がある。II 中心的問題。犯罪行為への国の関与。挑発された者の訴追は禁止されるか。議論の展開には、連邦通常裁判所、下級審の判例のほか、例えば、ハノーファー大学のデンカー教授（当時）の「国の方向づけた犯罪関与の許容性について」、エアランゲン大学のブルンス教授の「特に、警察の罟を行為挑発のために投入する場合における新たな刑事訴追禁止及び手続妨害としての“矛盾に満ちた行動”」、ハンブルク大学のゼールマン教授（当時）の「内部通報者の実体法の問題性について。その者により挑発された者の不可罰性」が収録されている。さらに、潮流の変化とその批判者、挑発者の可罰性には、覆面証人の項目が続き、判例や前出の教授、有力な実務家（例えば、レープマン最高検検事）の論説、ティーデマン教授やジーバー助手（当時）の判例評釈が再録されている。こ

これらの論文の多くは、一般に入手できない雑誌などに発表されたものであるから、本書は、このテーマに関心のある向きには極めて便利である。巻末の執筆者紹介、出典を併せて、全644頁。

97 Lützner, Axel: Strafprozessuale Zwangs- und Überwachungsmaßnahmen im Bereich der USA und der Bundesrepublik Deutschland. Leipziger Universitätsverlag, 1999.

1997年冬学期に、グロップ・ライプチヒ大学教授(当時)に提出した学位論文である。この分野の専門家である同教授の指導を受けただけに、刑事訴訟上の強制措置・監視措置に関して、アメリカとドイツの制度を比較しながら、解釈論的な見解を明示している。第1部 アメリカ法における警察の強制措置・監視措置、1章 法的な枠組、2章 捜査手続、3章 第4修正、4章 証拠使用、5章 捜査処分の法規制:連邦傍受法、6章 基準に基づく裁量制限、第2部 ドイツ法、7章 刑事訴訟上の一般的法的枠組、8章 捜査手続、9章 強制処分・監視処分に関する具体的な憲法上の枠組、10章 刑事訴訟法の制限に関する制度、第3部 比較法制的横断面、11章 憲法上の枠組、12章 捜査手続、13章 制限に関する制度各論、14章 アメリカ法の特性、第4部 法政策的帰結、15章 実質的制限、16章 強制処分・監視処分における形式的制限、第5部 まとめとテーゼ、第6部 付録(各種の法規)に分説し、巻末文献と併せて全364頁。

98 Mayerhofer/Jehle: Organisierte Kriminalität. Lagebilder und Erscheinungsformen. Bekämpfung und rechtliche Bewältigung. NKS Bd. 103, 1996.

ドイツの犯罪学は、全犯罪学会とドイツ犯罪学協会とに分かれていたが、1988年に統合することが決まり、1990年12月に、「新犯罪学会」として“現代社会における暴力”というテーマで、フランクフルトにおいて新たな学会活動を公式に開始した。本書は、1995年10月5日-7日に、ウィーンで“組織犯罪”をメイン・テーマとする学術会議が開催され、その際に行われた報告の記録であり、新犯罪学叢書103巻として公刊された。I “組織犯罪の拡散”では、オーストリア(シーカ)、ドイツ(クーベ)、スイス(ピエット)が報告し、II “国際組織犯罪”では、ポーランド、オーストリア、ハンガリーの専門家が、密入国の手引き、セックス産業、薬物、武器の密輸、少女売買等の現状を例示して紹介し、III “経済の分野の組織犯罪”では、オーストリア、スイス、ドイツの実務家が、経済犯罪、資金洗浄、建築業、汚職等に関連して、組織犯罪の影響について触れ、IV “予防と対策”では、ドイツ、オーストリアの学者と実務家が、治安官署、検察庁の実務の見地に立った報告、組織犯罪の兵站の分析、必要な予防・対策について、実証研究の成果を踏まえた見解を開陳し、V “組織犯罪の法的な克服”では、オーストリア、ドイツ、イタリア、スイスの専門家が、各国での立法的な対応の現状について詳細な報告をした。巻末に、ベッカー・メダル授与の記事、執筆者紹介が付されている。全306頁。

99 Meyer, Jürgen/Axel Dessecker/Jürgen Rüdiger Smettan(Hrsg.), Gewinnabschöpfung bei Betäubungsmitteldelikten - Rechtsvergleichende und kriminologische Untersuchung -, 1989.

国際的な組織犯罪にとって、麻薬取引等により、莫大な金員を不法に利得することが、

その不法行為へと駆り立てるのである。従って、麻薬犯罪等からの利得を効果的に剝奪することで“犯罪は儲からない”という現実を突き付ける必要がある。連邦刑事警察庁は、フライブルクのマックス・プランク研究所に、1987年に、「麻薬犯罪における利得の剝奪に関する比較法的・犯罪学的研究」を委嘱した。本書は、研究成果の最終報告であり、比較法研究は、ユルゲン・マイヤーの編集、犯罪学研究は、デセッカー＝スメットンの共著による。国別の報告は13カ国（ベルギー、西ドイツ、デンマーク、フランス、ギリシャ、イングランド・ウェールズ、イタリア、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スイス、トルコ、アメリカ合衆国）であり、編者のマイヤーが「比較法的分析」を執筆しており、事項索引（英文索引を含む）、文献等を付している。全681頁。

100 Müller, Christof: Geldwäscherei: Motive-Formen-Abwehr. Eine betriebswirtschaftliche Analyse. Bd. 109 der Schriftenreihe der Treuhand-Kammer. 1992.

資金の洗浄の問題性を、経営学の視点で分析した著作で、ザンクト・ガレン大学に提出した学位論文である。A 序章で、資金洗浄の概念、先行研究、本研究の方法等に触れ、B 研究の動機では、組織犯罪について、経営学的な意味での企業と捉え、マフィア的な目標設定を伴う組織犯罪の現象として考察し、スイスの状況を説明する。C 形態においては、定義、手続モデル、従来の資金洗浄の形式を説明し、スイスの状況を紹介する。D 防止の章では、アメリカでの防御の形態、スイスでの官庁と州法の処置、私経済の措置を上げ、スイスの状況を説明する。E は、結論である。付録として、A 研究の構想、B 研究に用いた調査法、C 調査結果の分析を紹介し、詳細な文献を付している。全277頁。比較的初期の労作である。

101 Müller, Jürg Luzius: Die Einziehung im schweizerischen Strafrecht (Art. 58 und 58<sup>bis</sup>). Unter Berücksichtigung der Gesetzgebung zur Geldwäscherei. Peter Lang, 1993.

「スイス刑法における没収（58条、58条の2）。特に、資金の洗浄に関する立法を考慮して」と題する本書は、バーゼル大学のクラウス教授の指導で書かれた。第1章 序説に続き、第2章 保全のための没収、第3章 財産没収、第4章 代替債権の主張、第5章、まとめと展望に分かれる。組織犯罪対策としての不法利益の剝奪が議論された比較的初期の典型的な学位論文である。文献を含め全145頁。

102 Natterer, Judith: Die Verwertbarkeit von Zufallsfunden aus der Telefonüberwachung im Strafverfahren. Eine kritische Betrachtung des schweizerischen und deutschen Umgangs mit Ergebnissen heimlicher strafprozessualer Überwachungsmaßnahmen, 2001.

2000年の夏学期に、バーゼル大学のピエット教授に提出し、受理された学位論文である。通信傍受の途中で、偶然に聞いた被疑者の会話中に、傍受許可の対象外で重大犯罪に関する事実が含まれていた場合、その傍受により得た“事実（情報）”の扱いをいかにするかは、傍受許可が裁判官のコントロールの下にあるので、軽々しく扱う訳には行かない。本書は、序説に続いて、第1部 概念と問題、第2部 スイスとドイツの立法、判例、学説、第3部 既存の利用に関するモデルの批判的考察、第4部 “代替的利用モデル”、結論に

分けて説明している。ドイツの議論において、基本法上の基本権侵害に関連して厳しい理論上の対立があるのに対し、スイスでは、実務的な合理的結果を引き出そうとする実際の解決・解釈が求められている。いかにも、プラグマティズムの思考を重視するお国柄が出ている。我が国の議論に、いろいろな意味で、参考になろう。巻末索引と併せて187頁。

103 Nimtz, Holger: Die strafprozessuale Observation nach dem Strafverfahrensänderungsgesetz 1999. KKS Bd. 42, 2003.

この論文は、2001年冬学期に、ケルン大学のベルンスマン教授により受理され、同大学の学位を取得した著作である。犯罪捜査に役立てるため、警察による「監視」とその結果の手法法上の利用の問題は、古くて新しいテーマである。しかしながら、情報技術の急速な進展により、技術的装置を用いる「監視」が市民生活と深くかかわる今日、従来の議論は、新たな社会的必要性をも考慮した新局面を見据えて検討されなければならない。この問題は、組織犯罪対策に限らず、広く一般的な「捜査技術の効率性と人権擁護との調和」という問題にかかわる。ドイツにおける新たな刑事立法の動向を知るためにも、チェックしておくべき文献であると考ええる。本書は、序説で、本研究の対象と推移を説明し、第1章 基礎 - 概念の説明と事実上の枠組み、第2章 基本権への介入としての監視 - 法的枠組み、第3章 刑事訴訟上の監視の授権の根拠、第4章 抑制と予防の緊張状態における監視、第5章 違法な監視の場合の証拠利用の禁止、第6章 監視措置に対する権利保護、第7章 シェンゲン条約の法域 (Rechtsraum) における監視、結論の要約 - テーゼと帰結に分説している。付録 (対照表、文献 [14])、事項索引と併せて、全239頁。

104 Nitz, Holger: Einsatzbedingte Straftaten Verdeckter Ermittler. Eine Untersuchung polizeitaktischer Ermittlungsmethoden bei der Strafverfolgung. Verlag Dr. Kovač, 1997.

ハノーファー大学のリューピング教授の指導で書かれ、同教授の受理した学位論文である。第1章 覆面捜査官に関する規範の沿革史と実践的意味、第2章 覆面捜査官を投入する条件に合う犯罪行為の構成要件該当性、第3章 覆面捜査官を投入する条件に合う犯罪行為の違法性、第4章 責任と軽微性を理由とする停止、第5章 110条cによる覆面捜査官の住居立入り権、第6章 文書犯罪に関する正当化事由としての110条a 3項、第7章 結果のまとめと最終的考察。詳細な文献 (36頁) を含め、全205頁。

105 Notzon, Heike: Zum Rückgriff auf polizeirechtliche Befugnisse zur Gefahrenabwehr im Rahmen der vorbeugenden Verbrechensbekämpfung - Gefahren für die Geltung der StPO und die Verfahrensherrschaft der StA bei der Strafverfolgung? 2002.

本書は、トゥリエー大学のクライ教授の指導を受け、同大学に2000年夏学期に提出し、学位を取得した論文である。組織犯罪対策としての各種の新たな捜査手段に関する考察を含んでいる。本書は、序論に続き、第1部 警察の抑制的任務と予防的任務概観、第1章 研究の対象、第2章 テーマとの関係で必要な多くの法領域についての分野を越えた考慮、第3章 警察の抑圧的任務、第4章 警察の予防的任務、第2部 刑事訴追と危険回避の出会い、第6章 問題提起、第7章 警察の任務として予防的犯罪防止はあるか、第8章

予防的犯罪防止の発展史、第3部 予防的犯罪防止の警察的概念と警察における位置づけ、第10章 警察概念の歴史的叙述、第11章 予防的犯罪防止の位置づけ、第4部 検察と警察の関係、第12章 予防的・警察的な危険回避として「予防的犯罪防止を位置づけることの検察・警察関係への影響」、第13章 事態回避の問題に関する解決の提案、第5部 屋内会話の傍受、第14章 予防的な屋内会話の傍受、第15章 住居への予防的屋内会話傍受の不許容性に関するザクセン憲法裁判所の判決の分析、第6部 網かけ捜査、第16章 いわゆる網かけ捜査、第17章 網かけ捜査の措置は予防的犯罪防止の目的に反するか、第6部 国家による犯罪行為の挑発という特殊問題、第18章 国家による犯罪挑発という概念 - オトリ捜査、主要な結論、まとめに分けて説明している。丹念な研究である。全226頁。

106 Oswald, Katharina: Die Implimentation gesetzlicher Maßnahmen zur Bekämpfung der Geldwäsche in der Bundesrepublik Deutschland. Kriminologische Forschungsberichte Bd. 76. MPI f. ausl. u. internationales Strafrecht, 1997.

1996年冬学期に、カイザー教授に提出したフライブルク大学の学位論文である。検察庁の捜査記録を閲覧し、訴追官や銀行関係者とのインタビューの結果を踏まえた実証研究である。第1章 序説、第2章 資金洗浄の現象、第3章 資金洗浄対策のための法的措置の沿革史と目標、第4章 資金洗浄の構成要件（刑法261条）、第5章 資金洗浄法、第6章 経験的調査の構想と実施、第7章 検察庁での質問の結果、第8章 金融機関での質問の結果、第9章 記録分析の結果、第10章 検察庁への文書による質問、第11章 諸結果のまとめ。なお、付録として、調査に使用した質問票、記録の分析関連の調査項目等を付している。巻末の文献とともに、全363頁。

107 Park, Tido: Vermögensstrafe und ‘modernes’ Strafrecht. Eine verfassungsrechtliche, strafrechtsdogmatische und kriminalpolitische Untersuchung zu § 43a StGB. Kriminologische und sanktionsrechtliche Forschungen Bd. 8. 1997.

ビーレフェルト大学のバートン教授の指導を受け、同教授に提出した学位論文である。序章では本研究の目標と経過に触れ、第1部でA 基礎、B 資産刑に対する疑問を扱う。その疑問とは、I 憲法上の疑問、II 法的及び一般的疑問、III 中間的結論として論述し、それらを受けて、第2部でA 資産刑の刑事政策的な位置づけ、B “現代刑法”の刑事政策的評価、C 代替案を提示し、研究の総括で結ぶ。巻末文献と事項索引を合わせ、全200頁。憲法裁判所から違憲判決の出た「資産刑」は、削除されようから、今となっては、立法沿革史の一資料の意味しかない。

108 Pieth, Mark (Hrsg.), Bekämpfung der Geldwäsche. Modellfall Schweiz? Helbing & Lichtenhahn, 1992.

1980年代の後半には、「スイスは資金洗浄犯人である」という見出しで、欧米の新聞に名指して非難がなされた。その後、スイス政府や立法者は、麻薬に関するウィーン条約やヨーロッパ連合の基準、金融活動特別委員会（FATF）による監督等を意識して、資金洗浄対策のための国内法（刑事法、銀行法・金融関係法規）の整備に努めた。本書は、当時、弁護士で、バーゼル大学の私講師であったマーク・ピエットの編集により、スイスの関係方面の専門家の協力で、資金洗浄の防止に対するスイスの取り組みの現状を叙述した文献

である。公刊後、既に10年以上を経過した著作であるから、その後の改正の動きを補足して読む必要はあるが、“古典的”な価値がある文献である。主だった論文を紹介すると、序説：スイスにおける資金の洗浄とその対策（編者ピエット）、銀行は資金洗浄防止のための補助警察官か（ツーバービューラー、スイス銀行監督庁）、資金の洗浄－立法のための教育劇（シュトラテンヴェルト・パーゼル大学教授）、刑法305条の3銀行・弁護士・公証人のために必要な注意（フリードリ、ベルン州弁護士）、巻末の資料を含め、全235頁。

109 Pieth, Mark/Dieter Freiburghaus: Die Bedeutung des Organisierten Verbrechens in der Schweiz. Bericht im Auftrag des BM f. Justiz. Oktober 1993(Privatdruck)

スイス政府の“1993年6月30日の組織犯罪に対する第2次改正案報告”を補強すべく、連邦政府からの委嘱を受け、パーゼル大学のピエット教授の研究室により作成された報告書であり、非公式の文書である。ピエット教授から受領した。その内容は、I 序説、II 組織犯罪の概念、III スイスにおける組織犯罪：概観、IV 組織犯罪の具体的活動領域、1. 麻薬取引、2. 資金の洗浄、3. 汚職と組織犯罪、V まとめと評価に分かれ、81頁の小冊子である。外国のみならず、スイスで捕捉された具体的事例を捜査記録等を駆使して説明し、組織犯罪が経済の分野のみならず、政界にまで影響を及ぼしているとする解明により、大きな影響を及ぼした。この仕事により、ピエット教授は、スイスを代表する「資金の洗浄問題」のみならず、国際的な“汚職の専門家”として、各種の国際会議、国際学会で活躍している。巻末文献を含め81頁。

110 Podolsky, Johann/Tobias Brenner: Vermögensabschöpfung im Strafverfahren. Verfall, Einziehung und vorläufige Vermögenssicherung. Ein Leitfadens für die Praxis, 2003.

違法に獲得された資金を適切に剥奪する必要性は、何も組織犯罪に限らず、経済犯罪、租税犯罪、環境犯罪等、多くの犯罪を犯す不法な個人、集団に対しても、「犯罪は儲からない」という厳しい現実を突き付けることにより、実効性をうるものとなる。ただ、各種の犯罪統計が示すように、犯罪者の獲得している不法な利得の推計と比べて、没収を初めとする「刑事法上の収奪」の実績はあまりにも少ない。ハーデン・ヴェルテンベルク州警察局長（ポドルスキー）とシュトゥットガルト地裁裁判官（ブレンナー）である共著者は、刑事手続上の利得の剥奪に関する実務的な問題点を簡明に解説した手引書を公刊した。

本書は、第1部 収奪の規定（Verfall）、第2部 没収、第3部 財産の仮保全（vorläufige Vermögenssicherung）に分説している。巻末に掲載の21種類の書式を含め全176頁。

111 Pütter, Norbert: Der OK-Komplex. Organisierte Kriminalität und ihre Folgen für die Polizei in Deutschland. Westfälisches Dampfboot, 1998.

本書の著者は、ベルリン自由大学の政治学の私講師（当時）であり、インフォメーション・サーヴィス“市民の権利と警察誌”の編集者である。前言に続き、1 序説で、組織犯罪と警察に関する概説を述べ、2 組織犯罪を理由とする捜査において、組織犯罪捜査の実践面を説明し、3 組織犯罪防止と刑事訴追において、警察の組織犯罪対策課の構



成と捜査方法、検察庁における対策の組織と実践を描き、4 組織犯罪：警察・政策・社会において組織犯罪に関する社会の反応と対応の現状を叙述し、5 組織犯罪対策の市民法的結果についてにおいて、“地下組織”を解明するため、広く社会の理解と協力を必要とする所以を論述している。各章に詳細な文献を引用し、インタビュー等、社会科学的な実態解明の手法を駆使した興味ある著作である。巻末の詳細な文献と併せて、全450頁。

112 Rebscher, Erich/Werner Valenkamp: Organisierte Kriminalität in der Bundesrepublik Deutschland. Bestandsaufnahme, Entwicklungstendenzen und Bekämpfung aus der Sicht der Polizeipraxis - Sonderband der BKA-FR, 1988.

1980年代に入り、組織犯罪に関する議論が、(西)ドイツでも盛んになったが、全国的なレベルでの実態把握に努める仕事はほとんど無かった。それが、“外見と現実”との乖離を生じさせ、議論を不必要に錯綜させていた。連邦刑事警察庁は、各州で、組織犯罪問題に日常の業務として携わっている警察の捜査専門家を対象として実態調査を試みた。本書は、ドイツの警察実務に関する最初の“経験科学的調査”の結果を分析し、その成果を公刊するものである。報告の内容は、A 研究入門、I 研究のきっかけ、II 出発状況、問題の分析、III 応用した調査方法、IV 調査結果の記述の形式と内容に関する捕足的指摘、B 調査結果、I 組織犯罪の構造形式、II 上下秩序、III 典型的な犯人の行動、IV 組織犯罪の従来の動きの評価、V 組織犯罪による危殆化と今後の動きの評価、VI 防止策の考慮と勧告、C まとめ、I 組織犯罪の発現像、II 今後の動きの評価、III 組織犯罪防止に関する勧告、IV 最終的コメントに分かれる。付録(調査方法、文献、インタビューの手引)を含め、全211頁。

113 Remmers, Burkhard: Die Entwicklung der Gesetzgebung zur Geldwäsche. Peter Lang, 1998.

ゲッティンゲン大学のシュライバー教授の研究室の助手を務めていた著者が、同教授の指導を受け、提出した学位論文である。第1章 序説、第2章 資金の洗浄に関する立法の展開、1部 国際条約等、2部 国内立法、第3章 1996年8月16日草案、第4章 “資金洗浄対策の改善のための法律案”の個別規定、1部 刑法261条の前犯犯罪の拡大、第2 犯人の範囲を前提犯罪に拡大したこと、第3 嫌疑のある資産の没収を容易にすること、第4 嫌疑のある資金の移転の差止期間、第5 金融制度に関する法律の改正、第5章 まとめと結果、第6章 補遺に分けて説明している。巻末文献と付録(各種の資料・官報等に公表された草案等)を併せ、全209頁。ドイツにおける資金洗浄罪の立法動向に関心のある向きには、信頼するに足る文献である。

114 Ries, Gerhard: Die Vermögensstrafe. Eine kriminologische, rechtsdogmatische und rechtspolitische Analyse. Nomos 1999.

ハイデルベルク大学のデリング教授の指導で書かれた学位論文である。副題にあるように、「資産刑」とそれに関連するテーマを、犯罪学・法理論・法政策の点で分析した労作であるが、遺憾ながら、憲法裁判所により違憲と判断された「資産刑」を主題とする本論文は、立法史的資料としての意味をもつに過ぎない。序章に続き、第1部 基礎、第1章 組織犯罪、第2章 資産刑の目的と適用領域、第3章 制裁のシステムとの関連から見た

資産刑、第 4 章 憲法上の諸問題、第 5 章 資産刑の適用、各論、第 6 章 捜査手続における特殊性、第 7 章 資産刑の執行と記録、刑事制裁としての資産刑、第 8 章 法改正への提言、結語に分けて説明がなされている。巻末文献と事項索引を併せて、全232頁。

115 Rohe, Peter Maria: Verdeckte Informationsgewinnung mit technischen Hilfsmitteln zur Bekämpfung der Organisierten Kriminalität. Zugleich eine rechtsvergleichende Analyse der polizeilichen Abhörbefugnisse in den U. S. A. Frankfurter kriminalwissenschaftliche Studien Bd. 62. Lang 1998.

本書は、1997年夏学期に、フランクフルト大学のノイマン教授に提出し、受理された学位論文である。本書の構成は、序文に続き、I 技術的補助手段を用いる情報獲得の目標、II ドイツ及びアメリカにおける犯罪対策の手続的及び機構上の基礎、III 技術的補助手段の投入、IV 通信傍受方法の現在の法律的基础、V 技術的補助方法の密かな投入の法治国家的危険、VI 新たな法的形成の刑事政策的・憲法的基础、VII 法律の規制の介入の要件、VIII 結びの 8 部構成である。1998年の「組織犯罪対策法」等により新設された刑事訴訟法第100条 a 以下の規定に関連する批判的な論稿であり、立法資料のみならず、判例・学説を丁寧に渉獵し、付録として、新规定に対する補充・改正案を提示している。通信傍受に関する我が国の現行の規定は余りにも使い勝手が悪く、欧米の現状と比べ遙かに見劣りする。参考にするべき好論文と言えよう。巻頭に詳細な文献が掲記され、本文は217頁である。

116 Roulet, Nicolas: Das kriminalpolitische Gesamtkonzept im Kampf gegen das organisierte Verbrechen. Peter Lang, 1997.

著者のルーレットは、デトレフ・クラウス教授がバーゼル大学教授からヘルリンのフンボルト大学に移ったとき、同行し、ベルリンで勉強を続け、96年冬学期にバーゼル大学で学位を取得した。本書は、第 1 章 (スイス) 刑法第260条の 3 の沿革史、第 2 章 刑事政策的目標、第 3 章 第260条の 3 における刑法の基本問題、第 4 章 第260条の 3 の構成要件要素、第 5 章 第260条の 3 の実質的意義と現実的適用領域、第 6 章 第260条の 3 の法的効果、第 7 章 司法共助、第 8 章 警察の権限の拡大の 8 章からなる。1990年代前半に、スイス政府が同国の組織犯罪対策に対する国際世論、特に、アメリカの厳しい批判に直面し、刑法改正のために苦勞し、銀行協会を中心とする金融界の抵抗と妥協しながら、立法上の工夫をこらしたのであるが、本書は、「犯罪的組織」に関する諸問題を取り上げ、ある程度の掘り下げをしている。スイス刑法を研究する者にとり、有益な研究と思われる。ただ、118、119の文献が出たため、詳しく研究しようとする者にはいささか見劣りする文献となった。全219頁。

117 Schaefer, Hans Christoph: Organisierte Kriminalität aus der Sicht der Justiz. Schriftenreihe der Juristischen Gesellschaft Mittelfranken zu Nürnberg e. V. Heft 9. S. Roderer Verlag, 1998.

著者のシェーファー検事は、ヘッセン州の実務家であり、フランクフルト地検検事からヘッセン州司法省刑事部長となったが、後、フランクフルト高検検事長となった。実務家の論客として、著作が多い。1997年11月に、ニュールンヘルク司法協会で行った講演であ

る。1 前言：大都市の組織犯罪の現状、2 ドイツにおける組織犯罪に対する恐れ、3 イタリアとの相違、4 組織犯罪は目新しいテーマではない、5 “組織犯罪” の概念、6 組織犯罪対策、7 結論：ドイツの組織犯罪：重大な危険ではあるが、ヒステリーを起こすことはない。全28頁。

118 Schmid, Niklaus(Hrsg.): Kommentar Einziehung Organisiertes Verbrechen Geldwäscherei. Bd. I, Schulthess, 1998.

Schmid, Niklaus: Einziehung(StGB Art. 58-60)

Arzt, Gunther: Organisiertes Verbrechen(StGB Art. 260<sup>ter</sup>)

Ackermann, Jürg-Beat: Geldwäscherei(StGB Art. 305<sup>bis</sup>)

没収・組織犯罪・資金の洗浄に関する大注釈書であり、チューリッヒ大学のニクラウス教授が編集し、没収(スイス刑法58条-60条)を担当し[第1章-第3章]、ベルン大学のグンター・アルツ教授が組織犯罪(刑法260条の2)[第4章]、ユルク＝ベアット・アッカーマン弁護士が資金の洗浄(刑法305条の2)[第5章]につき解説をしている。本書は、それぞれの項目について、業績のある執筆者であり、信頼出来る内容である。巻末の事項索引を含め716頁。

119 Schmid, Niklaus(Hrsg.): Kommentar Einziehung Organisiertes Verbrechen Geldwäscherei. Bd. II. Schulthess, 2002.

Schmid, Niklaus: Mangelnde Sorgfalt bei Finanzgeschäften und Melderecht (StGB 305<sup>ter</sup>)

Bernasconi, Paolo: Internationale Amts- und Rechtshilfe bei Einziehung, organisiertem Verbrechen und Geldwäscherei

de Capitani, Werner: Bundesgesetz zur Bekämpfung der Geldwäscherei im Finanzsektor(Geldwäschereigesetz, GwG) vom 10. Oktober 1997.

第1巻に引き続き、編者のシュミット教授が第6章 金融業における注意の欠缺(刑法305条の3)、パオロ・ベルナスコーニ弁護士が第7章 没収、組織犯罪及び資金の洗浄における国際的な職務上、捜査上の共助、ウェルナー・デ・カピターニ弁護士が第8章 金融セクターにおける資金洗浄対策のための1997年10月10日連邦法(資金洗浄法、GwG)の注釈を担当している。巻末の事項索引を含め1307頁。

この2冊により、スイスにおける国際的組織犯罪対策にかかる連邦法制の全容を詳細に検討することが可能となった。

120 Schmitz, Monika: Rechtliche Probleme des Einsatzes Verdeckter Ermittler, 1996.

1995年夏学期に、ボン大学で学位を取得した論文であり、ルドルフィー教授の指導を受けた。序説に続き、第1部 覆面捜査官の投入に関する基本的事項、A 概念規定、B 覆面捜査官投入の介入的性格、C 介入の最初の結果、第2部 刑事訴訟法110条 a-110条 e 以下の法規定、A 立法手続、B 刑事訴訟法110条 a-110条 e の新规定の合憲性、C 比例性の原則、D 手続の形成、第3部 その他の非公然の捜査をしている者の活動、A 序説、B 内部通報者、C いわゆる短期間に非公然の捜査をしてる者の介入可能性、D 内部通

報者と資格なしに覆面捜査に当たる警察官の投入の法的根拠、E 移行期間の措置の許容性、最終部分 まとめと最終の考察、A 結果のまとめ、B 最終的考察。目次に続けて文献 (22頁) を挙げてある。地道な解釈論を展開している。全166頁。

121 Schniederer, Robert: Die Geschichte der Vermögensstrafe in Deutschland. Schr. -RG Heft 89, 2002.

本書は、2000年夏学期に、フライブルク大学で学位を取得した論文であり、プロイ教授の指導を受けた。Vermögensstrafe には「資産刑」という訳語も当てられるが、この研究は、広い意味での「財産刑」をいう。本書の対象は、“財産を剝奪する” という意味での「財産刑」に関する歴史的・沿革史的な研究である。本書は、序説に続き、第1部 ローマ法における財産没収の概観、第2部 ゲルマンの平和の喪失に関する理論における財産没収、第3部 フランク時代の資産刑、第4部 オットー及びサルフランク時代の資産刑概観、第5部 11世紀末の中世中期の法における資産刑、第6部 ゲルマン法とカロリナの影響分野における資産刑、第7部 啓蒙思想の影響分野における資産刑、第8部 ワイマール時代の資産刑、第9部 ナチス時代の資産刑、第10部 占領時期の資産刑、第11部 ドイツ民主共和国の資産刑、第12部 最終の考察からなる。出典と文献 (40頁)、事項索引を併せ、全674頁。極めて丹念な研究であり、フライブルク大学のドイツ法史学の巨匠カール・クレッシェル教授が副査として参加している。

122 Schuster, Leo: Die Verantwortung der Banken bei der Geldwäsche. Verlag Friedrich Pustet Regensburg, 1994.

著者は、警察の実務家であったが、インゴールシュタットにあるアイヒシュテット・カトリック大学の経営学教授に転じた。本書は、同氏の教授就任講演を公刊したものである。1 問題の提起、2 資金の洗浄の位置づけと定義、3 資金洗浄の経済的・社会的影響、4 資金洗浄に対する法的措置、5 資金洗浄の銀行経営上の帰結、6 克服し得ない麻薬問題の代償としての資金洗浄法。巻末の注を含め、全28頁。

123 Schwander-Auckenthaler, Katharina: Missbrauch von Bankgeschäften zu Zwecken der Geldwäscherei. Eine bankbetriebswirtschaftliche Analyse deliktgefährdeter Bereiche. Bank- und Finanzwirtschaftliche Forschungen Bd. 198. Haupt, 1994.

資金の洗浄を法的に規制しても、その実効性を担保するには、銀行業者の協力が必要であり、その法規の整備は不可欠である。特に、スイスの銀行は、伝統的に国家権力よりも強いと言われる程、隠然たる社会的勢力であるから、「黒い金」を温存する「悪の砦」となる可能性は大きい。本書は、資金洗浄の目的で銀行業務を悪用する件について、犯罪に脅かされる分野である銀行を営業の側面につき分析した業績であり、チューリッヒ大学のスイス銀行制度研究所のヒルソヴィッツ教授の指導で書かれた学位論文である。

第1部 基礎、第1章 序説、問題提起、目標設定、第2章 資金洗浄の組織、第3章 口座の開設 - 全体的な銀行業務への手掛かり、第2部 犯罪に脅かされた業務の分析、第4章 支払い流通の銀行取引、第5章 商取引、第6章 資本取引と信用取引、第3部 資金洗浄の妨害と防止、第7章 官庁レベルでの妨害と防止：銀行に関連する法規と規約、

第8章 企業サイドでの妨害と防止、第9章 資金洗浄の早期認知(余論)、第10章 スイスにおける資金洗浄のうまみに関する推論に分けて説明された本書は、1995年に公開された文献であるから、最近数年の動きに触れていない嫌いはあるものの、銀行業の本質を理解して「資金洗浄」の問題を考えようとする者にとって「古典的な著作」として参考になり得る。巻末の文献を含め、全270頁。

124 Schweizerischer Anwaltsverband(Hrsg.): Geldwäscherei und Sorgfaltspflicht. Schriftenreihe SAV Bd. 8, 1991.

スイス刑法305条の2、同条の3の新設は、1990年3月の刑法一部改正法により行われ、同年8月1日施行された。この事態を受けて、スイス弁護士連合会(SAV)は、「資金の洗浄と注意義務」というテーマの研究集会を開催した。本書は、その研究集会の記録であり、SAV双書8号として公開された。主要な論文と筆者は次の通りである。スイスにおける資金洗浄の発現形態(ペルナスコーニ)、資金洗浄犯人にとって厳しい時代になるか(P.ウルリッヒ、連邦司法・警察省刑法部局長)、資金洗浄と注意義務・新规定の実施の諸問題(B.トゥリンクラ、チューリッヒ州検察官)、弁護士の目から見た新规定の批判的考察(J.グッグスベルク)、連邦銀行協会とスイスの代表的な銀行の顧問の論稿に続いて、チューリッヒ大学のニクラウス・シュミット教授の「資金洗浄に対する刑法上の構成要件、特に、刑法305条の2の適用に関する諸問題」が掉尾を飾る。新法の制定後のスイスの事情を知るためには不可欠の資料である。特に、資金の状況に関するN.シュミット編の注釈書(前出118、119)により、その後10年経過した間の実務上・学説上の動向、変化を比較する上で参考になる。SAVのマックス・P.エッシュ(Dr. M. P. Oesch)の序言を含め全130頁。

125 Schwind, Hans-Dieter/Gernot Steinhilper/Edwin Kube(Hrsg.), Organisierte Kriminalität. Beiträge zu einer Fachtagung der Deutschen Kriminologischen Gesellschaft und zur Verleihung der Beccaria-Medaille 1986. Kriminalistik-Verlag, 1987.

ドイツ犯罪学会は、1986年11月25日に、フランクフルトで「組織犯罪」に関する学術大会を開催した。本書は、その議事録とも言うべき文献である。主な論説としては、組織犯罪の定義と歴史 概観(シュヴィント)、発現形態と警察の対策の可能性(ベーデン・連邦刑事警察庁次長)、法は組織犯罪に有効でないか。ある大都市の経験から(シェーファー・フランクフルト高検検事)、組織犯罪 - 動向と法政策的課題(シオルツ・ベルリン市州司法長官)、文献目録(シュテルツァー作成、19頁)、ベッカリア賞受賞記事、その他を併せて全155頁。

126 Sehr, Peter: Internationale Kraftfahrzeugverschiebung. Das Millionending mit gestohlenen Autos. OKD Bd. 2. Schmidt-Römhild, 1995.

1978年まで、ラインランド・プファルツ州の警察勤務。同年、連邦刑事警察庁に転勤。1984年、連邦内務省の組織犯罪専門職員、1991年に、再び、連邦刑事警察庁に復帰し、「自動車盗」の研究グループ責任者となる。1 序説 - 組織犯罪の一分野としての自動車の闇売買現象概観、2 “国際的自動車故買”の概念規定、3 歴史的考察 - 自動車故買のル

ーツと展開、4 現況、5 犯罪学的考察、6 問題状況、7 予防・対策・追求・協力、8 将来の発展・必要条件、9 最終的考察、10 事例、11 一例研究：ダンチッヒのボス、12 居住者とその策謀、13 やり口と職業的自動車盗の結合、14 国際的自動車故買の捜査構造の書類の構成、15 自動車の同一性の変更、16 東欧の自動車盗専門家とのインタビュー。巻末文献、事項索引を含め、全131頁。ドイツの犯罪学会が組織犯罪に本格的に取り組んだ初期の文献であり、その当時、どのような著作が参照されたかが分かる。最近の状況しか知らない者にとって、研究がいかなる蓄積のうえに推進されたのかという、“学説史”的な厚みを知るうえで参考となる文献である。

127 Sieber, Ulrich/Marion Bögel: Logistik der Organisierten Kriminalität. Wirtschaftswissenschaftlicher Forschungsansatz und Pilotstudie zur internationalen Kfz-Verschlebung, zur Ausbeutung von Prostitution, zum Menschenhandel und zum illegalen Glückspiel. BKA-Forschungsreihe Bd. 28. BKA, 1993.

本書は、1992年に連邦刑事警察庁の資金提供と協力により実施されたプロジェクトの報告であり、BKA 研究叢書28巻として公刊された。この著書で、ジーバー教授の名は、コンピュータ犯罪の“権威者”の他、組織犯罪研究の第一人者としても認知されるようになった。“ロジスティク”という言葉は、今でこそ一般社会でも“物流”という言葉として使われ、知られるようになったが、この著書が公刊され、紹介された当時は“論理学”という言葉に訳されたほど、なじみがなかった。元の意味は“兵站”という軍事用語であり、日本陸軍で最も軽視された分野であった。組織犯罪の“台所”という意味がある。ジーバー教授は、このプロジェクトの責任者としてマリオン・ペーゲルさんを委嘱し、共同で完成した。ペーゲルさんはその後、検察官になり、またジーバー夫人となった。本書では、組織犯罪者の経済的な“物流の過程”のうち、国際的な盗難自動車の密輸と夜の盛り場に関連する犯罪の分野に焦点を当てて、解明している。第1部 序説：研究の目標と成果、I 研究の対象と目標、II 調査結果のまとめ、第2部 研究の端緒の構想、I ドイツの組織犯罪、II 経営学的物流論、III “組織犯罪の物流”の構想、第3部 若干の個別分野の経験的調査、I 方法論的前注、II 組織的な自動車の密輸の物流、III 売春の組織的搾取の物流、IV 人身売買の物流、V 違法な賭博の物流、第4部 予防と抑圧のための帰結、I 二元的予防戦略の新構想、II 犯罪に特殊な構造上の予防、III 刑事追迫の一般的改善、IV 将来的な研究の必要性和研究結果の転用に分けて叙述し、付録として質問事項、巻末文献 (20頁) を付けている。全408頁。

128 Sieber, Ulrich (hrsg.): Internationale Organisierte Kriminalität. Herausforderungen und Lösungen für ein Europa offener Grenzen. IUS CRIMINALE Bd. 4. Carl Heymann, 1997.

1994年12月に、トゥリエーにあるヨーロッパ・アカデミーで開催された、ヨーロッパ刑法協会の会合「国際組織犯罪」の講演を、ジーバー会長が編集し、イウス・クリミナーレの第4巻として公刊した。第1部 “国際組織犯罪の構造”には、オランダ、ドイツ、イタリア、ポーランド、ロシア、アメリカ、日本からの専門家が報告し、第2部 “国際的な組織犯罪の予防”には、ドイツ、スイス、イタリアの専門家が、それぞれの国の事情を

踏まえて、報告をし、第3部 まとめと展望を、ジーバー会長が行った。全279頁。

129 Siebrecht, Michael: Rasterfahndung. Eine EDV-geschützte Massenfahndungsmethode im Spannungsfeld zwischen einer effektiven Strafverfolgung und dem Recht auf informationelle Selbstbestimmung. StrAbh Bd. 101, 1997.

最新のIT技術を駆使し、大量のデータ処理の方法で容疑事実を探索する「網かけ捜査(Rasterfahndung)」は、効果的であるがゆえに、“有効な訴追と情報の自己決定権との間の緊張関係”に陥りやすい。本書は、ハノーファー大学のマイヤー教授の指導で書かれた学位論文である。第1章 序説と刑法98条a-98条cに関する立法経緯の叙述、第2章 網かけ捜査の過程で行われる情報の加工方法の基本権関連性、第3章 情報の自己決定権の制限に関する憲法上の問題点、第4章 刑事訴訟の原則と事実捜査の限界、第5章 警察外のデータを用いる網かけ捜査、第6章 警察内部のデータを用いる網かけ捜査、第7章 総括とテーゼに分けて説明がなされている。最も重要な部分は、第5章であり、A 刑法98条a1項のこの要件、B 使用されるデータの種類、内容及び範囲、C 自動的なデータ検索、D データ蓄積機関の協力義務、E 手続規制、F 重要な批判点のまとめにつき説明をしている。巻末の詳細な文献(13頁)と併せて、全194頁。

130 Singer, Jens Peter: Die rechtliche Vorgaben für die Beobachtung der Organisierten Kriminalität durch die Nachrichtendienst der Bundesrepublik Deutschland, 2002.

ドイツには、基本法秩序を守るために、憲法擁護庁(Bundesverfassungsschutz)と(連邦)諜報機関=(Bundes-)Nachrichtendienst)がある。刑事法学者の多くは、これら、特に、後者については、あまり触れたがらない。本書は、ケルン大学の行政法学者・国法学者のテッティンガー教授の指導を受け、組織犯罪対策として、その行動を監視する情報機関の行政的行為に対する法的基準を検討した論文である。連邦刑事警察庁を経て、連邦内務省に勤務し、テロリズム、政治的動機の暴力事犯に関する部署に配属されている。

本書の構成は、A 序文、B ドイツ連邦共和国の情報機関、C 憲法擁護庁、D 連邦諜報機関、E 軍事諜報部(der militärische Abschirmdienst)、F 情報活動の基本権関連性、G 総括の7部からなる。情報活動の行政法的な側面と基本権に抵触する憲法的な考察を行っている地道な解釈論であり、刑事法研究者、特に、刑事政策的な考察という名目で、組織犯罪対策についての実定法規を軽視する嫌いのある粗雑な議論に対し、反省を求める意味で、検討に値する好著である。序文、巻頭の文献(33頁)に続き、本文333頁。

131 Siska, Josef: Die Geldwäscherei und ihre Bekämpfung in Österreich, Deutschland und der Schweiz. Linde Verlag, 1999.

オーストリアの実務を代表する司法省のヨーゼフ・シスカの手で「オーストリア、ドイツ・スイスにおける資金洗浄対策」に関する総合的な著作がまとめられた。かつて、オーストリアは、この分野での立法が遅れていたため、イタリアやドイツの専門家から「オーストリアは、国際的な資金洗浄センターである」「オーストリアは、あらゆる手立てを講じて飲み尽くす白鳥のように、黒い金を飲み尽くす」「オーストリアは、資金洗浄の真のパラダイスだ」「ヨーロッパのケイマン諸島」等の非難を受けていた。その後、立法的な

対応が進んだのである。本書は、第 1 章 資金洗浄と組織犯罪、第 2 章 資金洗浄のシステム、第 3 章 資金洗浄の実際、第 4 章 資金洗浄の認識可能性、第 5 章 資金洗浄対策の方法、第 6 章 金融・財政機関の注意義務、第 7 章 オーストリアにおける違法な資産の探知、第 8 章 オーストリアにおける違法な資産の押収、第 9 章 オーストリアにおける資金洗浄の可罰性、第 10 章 オーストリアにおける資金洗浄対策の際の現実問題、第 11 章 ドイツにおける資金洗浄対策、第 12 章 スイスにおける資金洗浄対策、第 13 章 将来の展開の展望に分けて、体系的な説明を行い、付録資料 (48頁)、文献・事項索引と併せて、全304頁。ドイツ語圏諸国の事情を知りたい向きには、有用な文献である

132 Spiske, Wolfgang: Pecunia olet? Der neue Geldwäschetatbestand § 261 StGB im Verhältnis zu den 257, 258, 259 StGB, insbesondere zur straflosen Ersatzhehlerei, 1998.

ボッフム大学のガイレン教授の指導で書かれた博士論文。筆者は、弁護士として活躍している。本書の構成は、序言に続いて、A 序説、I 資金洗浄の定義、II 資金洗浄の行為客体、III 資金洗浄の行為とその局面、IV 資金洗浄の行為地、V 刑法261条の成立立、VI 刑法261条の成立根拠、B 刑法261条導入前の法状況、I 刑法257条による資金洗浄の捕捉、II 刑法258条による資金洗浄の捕捉、III 刑法259条による資金洗浄の捕捉、IV 結論、C 資金洗浄の新構成要件、刑法261条、I 刑法261条の規定の一般的概観、II 刑法161条 1 項、2 項の客観的構成要件要素、III 刑法261条の主観的構成要件要素、IV 刑法261条 6 項による同条 2 項の適用分野の制限、V 特に、盗品の罪 (刑法259条及び257条、258条) と同法261条との比較、D 刑法261条 - 組織犯罪対策のための意義ある措置か、合法的経済取引の現実避離の犯罪化か、I 立法者の意図とその目標、II 刑法261条による立法者の目標の達成、III 立法者は他の種類と方法によってその意図を達成し得たか、IV 刑法261条 2 項の限定と改正の可能性、特に、同法259条の枠内で妥当する盗品代替物の窃用の不可罰性を考慮して、E 最終的帰結、となっている。典型的な手堅い学位論文である。巻頭の文献を含め全196頁。

133 Stahel, Albert A. (Hrsg.): Organisierte Kriminalität und Sicherheit. Ein Zwischenbericht. Verlag Paul Haupt, 1999.

スイスの陸軍大学校は、テロリズムに関連した授業や研究を行って来たが、80年代の後半に、旧東欧体制が崩壊し、共産主義的なテロリズムの問題が消滅したのと殆ど同時に、アフリカ、中近東の民族主義的なテロリズムの問題がヨーロッパ社会に影響を及ぼすこととなった。それは、新たな意味での国際的組織犯罪対策を要請する。組織犯罪は、政治と経済に関する国内システムにも少なからぬ影響を及ぼす。陸軍大学校が、組織犯罪の研究にも関心をもっているのは、驚くべきことではない。このような見地から、スイスの実務家が、ドイツ内務省のシェルター次官を招いて、組織犯罪と国内治安の研究会を開き、報告集をまとめ、これを中間報告として公刊した。1 組織犯罪：新たな挑戦 (オスタータク・陸軍大学校講師)、2 組織犯罪とスイス (デル・ポンテ・ベルン司法・警察省)、3 組織犯罪とテロリズム - ドイツから見た判断 (シェルター・ドイツ内務次官)、4 治安 - 現在と将来 (アプト・ローザンヌ兵団)、5 オーストリアの組織犯罪、スイスへの影響



(ヴァン・デニケン・ベルン司法・警察省)、6 資金洗浄対策の諸問題 (グッゲンハイム・チューリッヒ警察) と出席者間の討議からなる。全99頁。

134 Stetten, Annette von: Beweisverwertung beim Einsatz Verdeckter Ermittler. Peter Lang 1999.

1998年に、パッサウ大学のボイルケ教授に提出した学位論文である。組織犯罪の薬物等の捜査に不可欠な“覆面捜査官”の投入には、法治国の原理による刑事事追活動の制約があり、効率的な捜査と犯罪者(被疑者)の基本的人権の擁護との間のバランスが要請される。本論文は、第1部 問題への導入、第2部 “覆面捜査官”の概念、第3部 証拠利用の禁止の検討、第4部 刑法136条、136条 a、52条の中心的な証拠禁止を考慮した覆面捜査官投入の際の証拠の使用、第5部 形式的な投入の要件不存在の場合における覆面捜査官投入の際の証拠の使用、第6部 実質的な投入の要件の不存在の場合における覆面捜査官投入の際の証拠の使用、第7部 最も重要な結果のまとめに分説されている。巻末の文献(27頁)を含め、全277頁。手堅い解釈論を展開した学位論文であり、優れた業績の一つである。

135 Suendorf, Ulrike: Geldwäsche. Eine kriminologische Untersuchung. P+F Bd. 10, 2001.

ジーバー教授が、ヴェルツブルク大学に赴任後、連邦刑事警察庁の委嘱と資金協力を得て、資金洗浄に関する大掛かりなプロジェクトを実施した。本書の著者は、ジーバー教授の指導で、この問題の犯罪学的研究を担当し、同教授に提出し、学位を取得した。本書の内容は、第1部 序論、1 出発点、2 本研究の方法、3 叙述の推移、4 研究の現状、5 ドイツにおける組織犯罪と資金の洗浄、第2部 組織的な犯人グループの金銭行動の経済的分析、1 理論的出発点、2 財政経済と投資経済、第3部 組織的犯人グループの財政経済と投資経済に関する経験的調査、1 テーマに関する前注、2 組織犯人グループの目標、3 財政経済と投資経済の組織、4 組織犯人グループの手段の使用、5 資金の洗浄、6 合法的な企業分野への侵入、7 資金洗浄と投資の場所、8 融資、9 支払い流通、第4部 資金洗浄防止のための措置の実施、1 実施の研究の基本問題、2 法規制、3 資金洗浄に対する防止措置の実施の経験的調査、第5部 総括と最終的考察、1 経験的調査の結果、2 改正のための手掛り、3 結論に分かれる。英文サマリー、略語、事項索引を含め、全475頁。

136 Tanner, Christine Egger: Die strafrechtliche Erfassung der Geldwäscherei. Ein Rechtsvergleich zwischen der Schweiz und der Bundesrepublik Deutschland. Zürcher Studien zum Strafrecht. Bd. 35, Schulthess Verlag, 1999.

チューリッヒ大学のシュミット教授が受理した学位論文であり、極めて丹念に書かれている。序説に続き、第1部 刑法305条の2ないし261条による資金洗浄の捕捉、1章 前注、2章 刑法305条の2ないし261条の基本構造と保護法益、3章 客観的構成要件、1. 行為者、2. 行為の客体、3. 構成要件の行動、4. 軽微な事例と日常生活の行為、4章 主観的構成要件、5章 その他の問題、第2部 刑法上の身元確認義務、6章 序説、7章 刑法305条の2第1項、8章 刑法305条の2と261条第5項との対置、第3部 資金

洗浄と関連する刑法上の届出権と届出義務、9章 既遂行為後の悔悟、10章 スイス刑法ないしドイツ刑法のその他の刑法上の届出権と届出義務、まとめに分説している。付録として、スイスとドイツの当該法規定を上げている。本文333頁。

137 Thiele, Markus: Vermögensstrafe und Gewinnabschöpfung. Ein Spagat zwischen Verfassungsrecht und effektiver Kriminalpolitik, 1999.

ゲッティンゲン大学のロース教授に提出し、受理された学位論文である。刑法第43条aの刑事政策的背景と解釈論的整理に関する第1部に続き、同条に関する批判的論議を整理・検討する第2部、そして“資産刑の代替案”を扱う第3部からなる。著者は、刑法第43条aの合憲性を論証し、解釈論的・刑事政策的に同条の組織犯罪対策としての有効性を支持しようとしているが、2002年3月20日の憲法裁判所の違憲判決が出たことにより、この“労作”の意義は遺憾ながら失われた。全238頁。

138 Trechsel, Stefan(Hrsg.): Geldwäscherei. Prävention und Massnahmen zur Bekämpfung. Schulthess, 1997.

1996年10月30日、チューリッヒで開催されたザンクト・ガレン大学研修会での講演を記録した文献であって、“資金の洗浄”を防止するための立法、対抗措置としての法的効果についての各分野の専門家の発言をうかがうことが出来る。トレクセル教授の序説に続き、ピエット教授・資金洗浄の実際、アルツト教授・資金洗浄の法的規制と没収との交互依存性、シュワイツァー教授(行政法)・連邦と州との捜査権限の構造、デル・ポンテ弁護士・資金洗浄への闘争と経済界、どの程度可能か、デ・キャピタニ(スイス・クレディット銀行法務部)・銀行への影響、ゲルバー(スイス財産管理者連合理事)・パラバンクへの影響、ツーベルビューラー(スイス銀行委員会会長)・銀行の監督と資金の洗浄、グッゲンビュール(弁護士、チューリッヒ州警察特別部)・実行に際しての諸問題という盛り沢山の内容である。7年前の公刊であるが、スイスの状況を知るために貴重な論稿が多い。全119頁。

139 Uessler, Rolf: Herausforderung Mafia. Strategien gegen Organisierte Kriminalität. J. H. W. Dietz, 1993.

ドイツで心理学、経済学、ジャーナリズムを学び、70年代末よりローマに住み、主としてイタリアの組織犯罪を観察し、記述している。本書は、学術書というよりは、ルポルタージュ風の読み物であるが、文体は断片的であり、問題提起の書という性格を持つ。

1. 序説に続き、“発現形態”の項には、2. ヨーロッパ1993年：組織犯罪にとって最大の域内市場か、3. ヨーロッパの組織犯罪：概観、4. ギャングスター伝説、“機能のメカニズム”の項には、5. 紛糾する麻薬問題：麻薬と組織犯罪、6. 武器取引：国家に保護された犯罪、7. 完全に合法的な非合法：三角取引、8. 資金の洗浄：非合法的な資本の循環、“原因”の項には、9. 地下帝国、10. 道徳の廃止、11. 商売としての政治、12. 越境、13. 社会的ダーヴィニズムの経済モデル、14. 啓蒙の徴候：組織犯罪に対する戦略で終わる。巻末に各章の文献を列挙する。全168頁。

140 Valenkamp, Werner/Peter Hauser: Organisierte Kriminalität: Täterlogistik und Präventionsansätze - Praxisorientierte Zusammenfassung und Bewertung

einer kriminalitisch-kriminologische Untersuchung. Praxisorientierte Zusammenfassung und Bewertung einer kriminalistisch-kriminologischen Untersuchung. Berichte des Kriminalistischen Instituts BKA 1994.

本書と次の141とは、前出の127のジーバーとベーゲル共著の「組織犯罪の物流」の要約とコメントである。ジーバー等の研究は、連邦刑事警察庁の資金による委託研究であり、実質的には同庁の「捜査科学研究所 (Kriminalistisches Institut)」との共同研究であるから、同所の研究員であるファーレンkampとハウザーの名義で、この研究の概要を「報告書」として公刊したのである。1 では、研究計画の構想を述べ、研究の目的と手掛かり、研究方法、経営学上の「物流」との対比を扱い、2 では、研究成果の各論的説明がある。2.1 は「自動車の移送」であり、旧東独からポーランドを通り、ロシアに新品・盗品の自動車を陸送する組織犯罪の手口の解明がなされ、2.2 では、売春の搾取と人身売買に関する「物流」の動きが明らかにされ、2.3 では、非合法的な賭博組織が検討され、2.4 では、組織犯罪に関連する以上の手口により得られたと推定される利得とその処理としての「資金の洗浄」の状況が浮き彫りにされ、2.5 では、個別犯罪を越えた物流に関する要素の検討により、まとめている (ファーレンkamp)。ハウザーは、予防と抑圧の手掛かりとしての行為者の物流組織との関連性を説明し、3. 防止のための勧告として、3.1 二元的な予防の戦略を説明した後、3.2 で、個別犯罪毎にその構造による予防を説明し、3.3 で、刑事訴追の一般的改善について述べ、3.4 で、組織犯罪対策のための専門家委員会の設置を勧告している。ジーバー等の説明の要約であるから、詳しくは、127を参照されたい。全50頁。

141 Vahlenkamp, Werner/ Peter Hauser: Organized Crime - Criminal Logistics and Preventive Approaches - Practice-Oriented Summary and Evaluation of an Investigative Criminological Study. BKA Forschung, 1996.

140の英語版であり、内容的にはほぼ同じである。ドイツ語で読むよりも早く読める向きには、お勧めの著作である。全72頁。

142 Wallschläger, René: Die strafrechtlichen Verfallsvorschriften. Eine rechtssystematische, verfassungsrechtliche und kriminalpolitische Analyse, 2002.

1992年の組織犯罪対策法により、組織犯罪者が不法に得た利得の剥奪を効果的に行うため、没収と収奪に「拡大収奪」の規定をも加えた。しかしながら、実務上、これらの改正規定は必ずしも適用されず、学説上も批判的な見解が有力に主張されている。グライフスワルト大学のイエックス教授の指導を受け、学位論文として受理された本書は「収奪」を巡る理論上、判例上の諸論点を検討し、立法上の問題点をも詳しく検討した最も新しい論稿である。本書の構成は、第1章 序説、第2章 刑法上の収奪の体系及び理論上の整理、A 収奪という制度の適用領域と法的作用、B 収奪の目的と法的性質一般、C 収奪の基本法14条との適合性、D 収奪のその他の犯罪行為に関する財産剥奪の法律効果との関係、第3章 収奪法の構造と個別問題、A 刑法第73条の要件、B 刑法第73条 a による代替価値の収奪、C 刑法第73条 b による評価の可能性、D 刑法第73条 d による厳格条項、E その他の問題提起、F 小括、第4章 拡大収奪、A 従来の収奪と比較した法的構成、

B 拡大収奪の構想に関する見解の状況、C 刑法73条 d の憲法上の維持可能性と理論的位置付けの問題の分析、D その他の適用上の問題、第 5 章 収奪と関連する刑事訴訟法、A 刑事訴訟法111条 f 以下による保全手続、B 収奪手続に関する規制、第 6 章 改正論議の状況、A 現行の収奪規定と保全の規定の改正、B 利得の収奪に関する代替モデル、最も重要な結論のまとめの 6 部構成である。巻末の文献を含め115頁。

143 Wamers, Paul: Illegalger Technologietransfer. Eine Sonderform der organisierten Kriminalität. OKD Bd. 3. Schmidt-Römhild, 1996.

著者は、法学部卒業後、弁護士となったが、1978年に、連邦税関局に移り、オランダとの国境のカルデンキルヘンの税関長、1993年には、ケルン税関刑事局長 (Zollkriminalamt) となった。1 編者の序言、2 序文、3 現状、4 法的状況、5 一般論、6 違法な技術の移転は組織犯罪たりうるか。7 違法な技術の入手の認知、8 技術の密輸対策のための国際協力、9 技術の密輸防止のための適切な機構としての税関の捜索サービスからなる本書は、全120頁。

144 Wegner, Werner: "Balkanroute" contra "Seidenstrasse". Die tödlichen Rauschgiftstraßen von Asien nach Westeuropa. OKD Bd. 4. Schmidt-Römhild, 1996.

本書の著者は、長年、税関で捜査官として勤務し、麻薬犯罪のバルカン・ルート of 国際的エキスパートとして、ブラッセルやウィーンの国際機関で活躍した。序言に続き、1 ヨーロッパへの麻薬の流れ、2 "バルカン・ルート" 概説、3 "バルカン・ルート" とは、4 中央アジアにおける地政学的な地域区分と現実的政策、5 ロシア・マフィア、6 新ヨーロッパの情勢、7 行動計画、8 バルカン・ルートと関連する1992年以降の麻薬の確保、9 典拠。全155頁。

145 Weiler, Edgar: Grundlagen und Grenzen des polizeilichen Einsatzes von Vertrauenspersonen im Strafverfahren. KWS Bd. 30, 2001.

この論著は、弁護士として実務経験を積んでいた著者が、モイラー教授とレースナー教授の推薦を受け、マールブルク大学客員教授に押されたおりに提出した論文を公刊したものである。組織犯罪対策としての捜査技法「内部通報者 (Vertrauensperson = V-Person)」の投入に関する重要な論稿である。本書は、序論、I 内部通報者の投入に関する判例と学説、II 法律における規制の欠缺、III 国の情報調達 of 意義の変化、IV 国の刑事手続へと私人の捜査を帰することの評価の変化、V 訴訟のガイドラインとしてのフェアな手続の原則、VI 違法な捜査による干渉に対する補償の可能性、VII 研究の対象と目標、第 1 部 内部通報者とその者を投入した官署との関係、I 内部通報者の行為、II 行政当局の行為、証拠、行政の処置の開示に影響した態様の成果、第 2 部 判例、I 連邦通常裁判所、II ヨーロッパ人権裁判所、III 連邦憲法裁判所、IV 判例の手掛りの結果、第 3 部 評価、I 国の刑事手続へと内部通報者の捜査活動を帰すること、II 内部通報者の投入による基本権侵害と刑事訴追官庁の秘密保持措置、III 法的効果結論に分かれる。極めて緻密な解釈論である。巻末の文献 (33頁) を含め、全277頁。

146 Werner, Gerhard: Bekämpfung der Geldwäsche in der Kreditwirtschaft. BM MPI. Bd. S 55, 1996.

本書は、1995年夏学期に、フライブルク大学のエーザー教授が受理した学位論文である。マックス・プランク協会の奨学金の援助で書き上げられた。本書の内容は、1章 序論：社会政策・法政策への挑戦としての資金の洗浄、第1部 基礎と国際的動き、2章 資金洗浄対策の背景と中心的問題領域、3章 資金洗浄対策に関する国際的主導権を視野に入れた財政の分野、第2部 資金洗浄法による信用経済の義務づけ、4章 資金洗浄法概観、5章 概念上の新事実としての義務プログラム。既存の協力義務との対比、6章 義務づけの憲法的観点、7章 資金洗浄法における義務づけの形成、第3部 制裁、8章 銀行の監督による義務づけの監視、9章 秩序違反行為としての義務違反の捕捉、10章 刑法上の制裁化の可能性と限界、第4部 外国における資金洗浄対策：まとめと展望、11章 スイスはモデルか、12章 まとめと展望に分かれる。巻末の文献（25頁）を含め、全339頁。

147 Werner, Thomas Achim: Wachstumsbranche Geldwäsche. Die Ökonomisierung der Organisierten Kriminalität. Fachhochschule für Wirtschaft Berlin. fhw forschung 29, 1996.

組織犯罪者が、その不法な利得を獲得する過程で、ヨーロッパの大都市、例えば、ミュンヘン、ベルリン、ウィーン等で、血なまぐさい事件を引き起こし、マスコミはそれを競って報道するが、その実態や法規制の現実を正確に伝えようとしない。ヨーロッパの多くの新聞も、同様に、事件の表面的な推移を興味本位で報ずるに止まっている。こうしたセンセーショナルな事件やその背後にある銀行の秘密に関し、正確な事実を実態に即して、客観的・学術的に叙述しているウェルナーの論文（ベルリン経済大学卒業論文に加筆したもの）を同大学の研究叢書29巻として公刊した。本書は、序文、第1章 資金洗浄の現象形態、第2章 体系的分析、第3章 資金洗浄対策、第4章 国際的な葛藤における資金の洗浄に分けて簡明な叙述がなされている。巻末文献を含め、全152頁。

148 Wolters, Gereon: Die Neufassung der strafrechtlichen Verfallsvorschriften. Überlegungen zu den Voraussetzungen der Verfallsanordnung und zum Verfallsgegenstand unter besonderer Berücksichtigung des Umweltstrafrechts. Kieler Rechtswissenschaftliche Abhandlungen (NF)-Bd. 4. Nomos, 1995.

本書は、1994年冬学期に、ホルン教授が受理した学位論文であり、収奪（Verfall）について、特に、環境刑法を中心とした研究であるが、違法収益の収奪とも関係があるので、加えた。この法規については、研究が少ないので、参考になると考える。本書は、第1章 刑法上の実務における収奪、第2章 刑法及び秩序違反法の他の法効果と収奪命令の関係、第3章 収奪命令の連結、第4章 収奪命令の対象、1部 収奪の対象の歴史的発展、2部 収奪命令の獲得された“もの”、1. 収奪法の新規定、2. 収奪対象の新規定に関する文献における反対との批判的な対決、3. 新たに規定された収奪の規定の法的性格に関する私見、まとめに分かれる。新しい刑事政策的規定である収奪に関する解釈論の展開がある。巻末の文献（9頁）を含め、全138頁。

149 WöB, Alexander: Geldwäscherei und Banken. Diskussionsreihe Bank & Börse Bd. 8, Verlag Orac, 1994.

リンツ大学法学部の国際経済法研究所のフランツ・ツェートナー教授に、1994年夏学期に提出した学位論文であり、1 序論で、資金洗浄の概念、経済的要素、その方法や形式等を説明し、2 資金洗浄対策の国際的処置で、国際動向を年代的に概観し、1988年のバーゼル・ステートメント、資金洗浄に関する“金融活動委員会”、アメリカの動向、ヨーロッパ評議会の動きを説明する。3 ヨーロッパ共同体の現実の主導権では、各種の勧告を説明し、特に、それに対応するオーストリアでの立法の動向を紹介すると同時に、国内法規の改編の動きを詳しく説明している。1990年代前半のオーストリアの立法動向を知るうえで貴重な資料であり、特に、経済法の側面について検討していることが参考になる。本文382頁、巻末文献22頁。

150 Woywadt, Michael: Geldwäschebekämpfung. Neue Waffe gegen die organisierte Kriminalität? Brockmeyer, 1995.

ミュンヘンの陸軍大学の公法研究所のリュディガー・フォイクト教授に提出した学位論文であり、第1章 テーマの立場決定と序説、第2章 組織犯罪その構造、第3章 資金洗浄の機能、第4章 資金洗浄対策、第5章 資金洗浄法における銀行セクターへの要請、第6章 ドイツにおける資金洗浄に対する処置の法的評価、第7章 結論に分説され、巻末文献(14頁)と併せ、全106頁。典型的な“ディセルタチオン”であり、それ以上でも、それ以下でもない。

151 Zanga, Brunon: Strafbestimmungen der Bankaufsicht. Eine Darstellung des geltenden Rechts mit Berücksichtigung der Praxis des eidgenössischen Finanz- und Zolldepartments, 1992.

チューリッヒ大学のドーナツチュ教授に提出した学位論文であり、銀行法46条、49条、50条における“銀行の監督”に関する刑罰規定の解釈論を扱う。資金の洗浄に関連し、銀行の協力義務、預金者の行動に関する注意義務、疑わしい取引についての訴追官庁への届け出、関連する書類の保管義務等、重要な問題点がある。本論文が書かれた時期以後、スイスでも、銀行関連の法規や銀行協会の規約等にならびの変更・改正があったと思われるので、資料価値に限界があることは否定出来ない。巻末資料とともに、全226頁。

以上